平成25年度

包括外部監査の結果報告書

農林水産行政の財務に関する事務 の執行及び事業の管理について

愛媛県包括外部監査人 山 邊 彰 三

目次

第	1章	監査の概要	1
	1.	監査の種類	1
,	2.	選定した特定の事件(監査のテーマ)の名称	1
•	3.	選定した理由	1
4	4.	包括外部監査の対象期間	2
	5.	監査の着眼点	2
(6.	監査対象部署	2
,	7.	実施した監査手続	2
;	8.	補助者の選任	2
	9.	包括外部監査の実施期間	2
	10.	利害関係	3
第	2章	愛媛県の現状と農林水産部の概要	4
	1.	愛媛県の農林水産業の現状について	4
	(1)	愛媛県の農業の特徴	5
	(2)	愛媛県の林業の特徴	6
	(3)	愛媛県の水産業の特徴	7
,	2.	愛媛県の農林水産業の現状に対する基本的な考え方	11
	(1)	愛媛県の農業に対する取組	11
	(2)	愛媛県の林業に対する取組	11
	(3)	愛媛県の水産業に対する取組	12
	(4)	愛媛県の農林水産業に対する TPP の影響	12
•	3.	えひめ農業振興プラン 2011(抜粋)	13
	はじ	めに	13
	これ	から取り組むべき方向	15
4	4.	えひめ農業振興プラン 2011 における愛媛県農林水産業の現状と課題	16

(1)	担い手の確保育成	. 16
(2)	農地の有効利用促進	. 17
(3)	競争力のある個性化産地の育成	. 18
(4)	地産地消・食育の推進	. 19
(5)	食の安全・安心の確保	. 20
(6)	農地と農業用施設の保全・整備	.21
(7)	試験研究機関の機能強化	. 22
(8)	農村の活性化	. 23
(9)	環境と調和した農業の展開	. 24
5.	平成 25 年度愛媛県農林水産部の組織と職務分掌	.26
(1)	組織図	. 26
(2)	職務分掌	. 28
6.	愛媛県農林水産部の予算	.31
(1)	農林水産部歳出予算	.31
(2)	一般会計予算推移	.33
(3)	特別会計予算推移	.33
第3章	包括外部監査の結果と意見(全般事項)	.34
1.	総合所見	.34
第4章	包括外部監査の結果と意見(個別事項)	.44
1.	農業関連	.44
(1)	葉たばこ廃作関連緊急対策事業費(農産園芸課)	. 44
(2)	あぐりすとクラブ プロジェクト活動支援事業費 (農産園芸課担い手・農 保全対策室)	-
(3)	グリーン・ツーリズム推進事業費(農政課)	.49
(4)	中山間地域総合整備事業(農地整備課)	.52
(5)	中山間地域等直接支払交付金事業(農産園芸課担い手・農地保全対策室)	.57

	(6)	先進型樹園地整備モデル事業(愛顔枠)(農地整備課)	61
	(7)	農業近代化資金等融資費(農業経済課)	63
	(8)	首都圏外食市場への「えひめの食材」参入促進事業費(ブランド戦略課)	66
	(9)	「えひめカフェ」県産農林水産物首都圏 PR 事業費(ブランド戦略課)	68
	(10)	サイクリングイベント活用かんきつ PR 事業費(ブランド戦略課)	70
	(11)	エコえひめ農産物販路拡大等推進事業費(ブランド戦略課)	71
	(12)	地産地消活動推進事業費(ブランド戦略課)	73
	(13)	えひめの農林水産物販売拡大サポート事業費(ブランド戦略課)	75
	(14)	6 次産業化産地ステップアップ事業費(農産園芸課)	79
	(15)	果樹戦略品種等供給力強化事業費(農産園芸課)	88
	(16)	えひめ・まつやま産業まつり開催費(農産園芸課)	90
	(17)	愛媛水田農業経営確立対策事業費(農産園芸課)	92
	(18)	農山漁村男女共同参画強化事業費(農産園芸課)	99
	(19)	機能性を活かした農産物の粉末化と加工食品の開発事業費(農産園芸課)	103
	(19) (20)	機能性を活かした農産物の粉末化と加工食品の開発事業費(農産園芸課)地域ぐるみ鳥獣害防止体制整備事業費(農産園芸課担い手・農地保全対策	
2.	(20)		室) 105
2.	(20)	地域ぐるみ鳥獣害防止体制整備事業費(農産園芸課担い手・農地保全対策	達室) 105 .109
2.	(20)	地域ぐるみ鳥獣害防止体制整備事業費(農産園芸課担い手・農地保全対策 畜産関連	(全) 105 .109 .109
2.	(20) (1) (2)	地域ぐるみ鳥獣害防止体制整備事業費(農産園芸課担い手・農地保全対策 畜産関連 愛媛ブランド牛開発プロジェクト事業費(畜産課)	(室) 105 .109 .109 .113
	(20) (1) (2)	地域ぐるみ鳥獣害防止体制整備事業費(農産園芸課担い手・農地保全対策 畜産関連 愛媛ブランド牛開発プロジェクト事業費(畜産課) 愛媛の畜産物ブランド化・PR事業費(ブランド戦略課)	(室室) 105 .109 .109 .113
	(20) (1) (2)	地域ぐるみ鳥獣害防止体制整備事業費(農産園芸課担い手・農地保全対策 畜産関連	105 105 .109 .109 .113 .115
	(20) (1) (2) (1) (2)	地域ぐるみ鳥獣害防止体制整備事業費(農産園芸課担い手・農地保全対策 畜産関連	105 105 .109 .109 .113 .115 .115
3.	(20) (1) (2) (1) (2)	地域ぐるみ鳥獣害防止体制整備事業費(農産園芸課担い手・農地保全対策 畜産関連	(野室) 105 .109 .113 .115 .115 .118
3.	(20) (1) (2) (1) (2)	地域ぐるみ鳥獣害防止体制整備事業費(農産園芸課担い手・農地保全対策 畜産関連	(野室) 105 .109 .109 .113 .115 .115 .118

(4)	種子島周辺漁業対策事業費(水産課)131
(5)	沿岸漁業改善資金特別会計(漁政課)133
(6)	漁協等経営基盤強化対策利子補給事業費(漁政課)135
(7)	漁協経営基盤強化推進利子補給事業費(漁政課)137
5.	農林水産研究所141
第5章	監査の総括146
(参考)	意見及び指摘事項の一覧156

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)の名称

農林水産行政の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

3. 選定した理由

本県の農林水産業は、担い手不足の深刻化や高齢化、耕作放棄地や放置森林の増加、漁業資源の減少などに加え、輸入農林水産物との価格競争や不況による需要減退などにより販売価格が低迷する一方、燃油や肥料・飼料など生産資材価格等が高止まりするなど、依然として厳しい状況にある。

このため、平成25年度当初予算においては、「愛媛の未来づくりプラン」や農業、林業、 水産の各振興プランの実現に向け、喫緊の課題である「担い手の育成」「農林水産物のブラ ンドカ向上と販路拡大」「競争力のある産地づくり」に優先的に取り組むこととしている。

具体的には、新規就農者への支援や担い手への農地集積の推進、鳥獣害対策など重要な課題に引き続き取り組むとともに、愛顔枠を積極的に活用し、ブランド化のより一層の推進や海外輸出の積極的な展開などにより、本県農林水産物の販売力の強化及び国内外への販路拡大を強力に推進することとしている。また、東日本大震災を契機とした地震・津波の想定見直しを受けた防災・減災対策の強化に加え、再生可能エネルギーの導入を促進するため、農業用水を活用した小水力発電の取組を支援することとしている。さらに、農業経営の多様化に対応し、意欲的な経営体への支援を強化するとともに、JA出資型法人への支援などにより、JAとの連携強化にも努めることとしている。

一方、政府が交渉参加を表明している環太平洋パートナーシップ協定(TPP)に参加した場合、県内の農林水産業の生産額は2010年と比べおよそ306億円減少するとの試算を県は2013年4月に発表した。県としては、今回の影響額の数値に関わらず、農林水産業の体質強化のための各種施策について積極的に展開していく必要に迫られている。

このような状況の中で、農林水産業の振興は愛媛県の重要課題であり、また県の農林水産 行政が県内の農林水産業従事者及び県民生活を守っていくためには、予算執行において、適 正かつ効率的に行われているかどうかは県民の深く関心を寄せるところであると考えられ ることから、特定の事件(テーマ)として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

平成24年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 但し、必要に応じて過年度及び平成25年度の一部についても対象とする。

5. 監査の着眼点

- ① 農林水産行政の財務に関する事務の執行及び事業の管理は法令規則に沿って適切に 行われているか
- ② 農林水産行政の財務に関する事務の執行及び事業の管理は公正性かつ透明性をもって行われているか
- ③ 農林水産行政の財務に関する事務の執行及び事業の管理は県民サービスの向上につながっているか
- ④ 農林水産行政の財務に関する事務の執行及び事業の管理のために必要なコストの管理は適切に実施されているか
- ⑤ 農林水産行政の財務に関する事務の執行及び事業の管理に係る将来負担は適切に把 握されているか

6. 監查対象部署

農林水産部並びに関連所管部署

7. 実施した監査手続

農林水産部の所管する事業について、その概要を責任者及び担当者へ質問し、事務の執行 等の関係法令及びその準拠性の検討、関係書類の閲覧、資料の分析、その他外部監査人が必 要と判断した手続を実施した。

8. 補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として次の者を選任した。

公	認	会	計	\pm	松友映	明
公	認	会	計	士	小 林 祐	介
公	認	会	計	士	上 甲 佳	苗
公	認	会	計	士	山 本 奈	緒

9. 包括外部監査の実施期間

自 平成25年4月1日 至 平成26年3月24日

10. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

金額及び比率の表示単位未満は四捨五入している。

報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。

第2章 愛媛県の現状と農林水産部の概要

1. 愛媛県の農林水産業の現状について

愛媛県は、四国の北西部に位置し、東部は香川・徳島両県と、南部は高知県に接し、総面積は約5,678k㎡で国土の1.5%を占めている。地勢は、全般的に平坦地が少なく、山地が多い地形で林野率は70.6%となっている。また、海域は佐田岬を境として、波穏やかな瀬戸内海とリアス式海岸の宇和海に大別され、海岸線が長く、海の豊富な資源に恵まれている。気候は比較的温暖で、年間平年値(松山市)は平均気温16.5℃、降水量1,315mm、日照時間2,017時間となっている。

本県では、これらの地理的、環境的条件を生かして、多彩で豊かな農林水産業が展開されている。農林水産業に関する主な指標をみると、耕地面積は5万2,100ha(全国30位)となっており、そのうち田が2万3,700ha、普通畑6,360ha、樹園地2万1,900haと樹園地面積の占める割合が高いのが特徴である。

総農家数は5万234戸(全国25位)で総世帯数の8.5%を占めており、このうち販売農家数は3万1,741戸(全国25位)で、総農家数の63.2%、うち主業農家数は7,422戸(全国23位)で、販売農家数の23.4%、副業的農家数は1万7,735戸(全国24位)で、同55.9%をそれぞれ占めている。

生産状況をみると、農業産出額は1,230億円(全国26位)で、果実が475億円、野菜176億円、米181億円、豚120億円、鶏97億円となっており、農業産出額に占める果実の割合が38.6%と高くなっている。林業産出額は63億円(全国23位)で、このうち栽培きのこ類が15億円となっている。海面漁業生産額は247億円(全国10位)、海面養殖業生産額は618億円(全国1位)で、海面養殖業では、まだい293億円、ぶり類195億円、真珠38億円、のり類10億円となっている。

(1) 愛媛県の農業の特徴

本県農業は、瀬戸内特有の日照時間に恵まれた温暖な気象条件のもと、果樹・畜産・米を基幹作物として多彩な生産活動が展開されており、その産出額は、1,230億円(平成24年)で中国四国地域において第2位となっている。これは、米の価格は平年より高く推移したが、野菜価格の低迷や、みかんの価格は堅調に推移したものの、いよかんの小玉傾向やみかんの年末在庫持ち越しによりデコポンなどの中晩柑への販売移行の遅れによる価格低迷等となったためである。うんしゅうみかんやいよかん等のかんきつ類については、生産規模が全国を誇り、落葉果樹についても、キウイフルーツやくりを中心に、多種多様な果樹が栽培されている。また、本県では、裸麦が全国一、豚の飼養頭数が中国四国一の地位を占め、たまねぎやさといもなどについても有数の産地となっている。

① かんきつに特化した農業生産

本県の農業産出額1,230億円(平成24年)のうち果実は475億円で、前年に比べ21億円(4.2%)減少しており、全国で第6位となっている。作物別の構成比をみると、第1位が果実(38.6%)で、畜産(23.8%)、野菜(14.3%)がこれに続いており、果実、特にかんきつに特化した生産状況にある。

このため、本県の産出額は、みかん、いよかん等のかんきつの年次変動の影響を受け やすく、他県に比べて変動の幅が大きいといった特徴がある。また、畜産についても、 果実とともに本県農業における基幹作物としての地位を占めており、特に、養豚部門で は、飼養頭数、産出額ともに中国四国一となっている。

② 担い手の減少と高齢化が進む農業構造

平成22年の農業就業人口(販売農家)は52,767人で、平成17年と比較すると17.8%減少する一方、65歳以上の農業就業人口は33,915人と12.2%の減少に止まっており、就業人口の減少及び高齢化が進行している。過去5ヶ年平均の40歳未満の新規就農者数は65人と低迷しており、農外からの新規参入者や中高年の新規就農者についても50人前後で推移している。

また、基幹的農業従事者(農業就業人口のうち仕事が主の人)は43,085人で、平成17年と比較すると7.1%減少する一方、65歳以上の基幹的農業従事者は28,016人と1.4%の減少に止まっており、同様に高齢化が進行している。さらに、意欲的に経営改善に取り組む認定農業者は、平成25年3月末現在で4,595経営体となっており、地域農業の担い手として活躍している。

③ かんがい排水事業を中心とした生産基盤の整備

本県は、県土の7割が中山間地域で、耕地面積の42.2%が樹園地であることから、基盤整備に遅れがみられたため、高生産性農業の確立に向けて、ほ場整備、かんがい排水施設整備及び農道整備を積極的に推進してきた。特に、本県は水源が少ないという自然条件にあることから、かんがい排水施設の整備については、国営かんがい排水事業(南予地区・道前道後平野地区)を中心に整備が進められ、平成22年度末における畑地での整備率は55%となっている。

(2) 愛媛県の林業の特徴

森林面積は県土の71%に当たる約40万1千haで、先人達の積極的な造林活動により緑豊かな森林が造成されており、林産物の供給はもとより、水資源の確保や山地災害の防止等、生活環境の維持増進や県土の保全に大きな役割を果たしている。

① 森林の現状

本県の民有林面積は36万1千ha であり、そのうちスギ・ヒノキを中心とする人工林面積が22万2千ha と民有林の約62%に達しており、全国でも有数の林業県となっている。これら人工林においては、その資源が次第に充実してきているが、近年の木材価格の低迷による林家の経営意欲の低下や林業従事者の減少等、林業を取り巻く厳しい状況により、間伐の遅れた森林や放置された森林が増加し、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されている。

② 林産物の生産状況

本県の木材生産量は、素材(丸太)が47万1千㎡で全国第10位(ヒノキ:全国第4位、スギ:全国第11位)、製材品が38万㎡で全国第7位となっており、全国でも屈指の木材生産県である。しかし、住宅建築における工法の多様化とともに外材輸入や代替材の増加等により、県産材の需要は低迷していたが、消費税増税前の駆け込み需要、国の木材利用ポイント事業、さらに円安傾向などにより、新規住宅着工戸数が増加するなど明るい兆しもみられる。その他の林産物生産では、きのこ類や山菜類、木炭等があり、特に乾しいたけは228トンと全国第4位であるが、平成25年は原発事故の風評被害により、価格が低迷し、生産者の減少が顕著となっている。

③ 健全な森林の育成整備

県では、県民共有の財産としての森林を、健全な姿で次世代に引き継ぐため、平成13年に「森林そ生」を提唱し、環境資源としての役割を重視した複層林化や広葉樹導入など多様な森林整備に積極的に取り組んでいる。このため、従来から実施している造林事業や治山事業に加え(財)愛媛の森林基金が公的管理組織となり、放置森林に対する管理を実施する「新たな森林管理推進事業」(平成23年度で事業終了)、森林ボランティア活動の活性化を進める「森とのふれあい活動促進事業」「県民と森との交流促進事業」など、新たな視点に立った県民参加による森林整備を推進している。

さらに、平成18年度からは、災害に強い森づくりや二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止等を通じて、森林・林業が環境保全に貢献するため、木材生産から流通加工に至るコスト縮減を図り、建築用材はもとより、今までに林内に放置されていた未利用材を製紙用・燃料用原料等に活用するなど、徹底した木材利用を促進することにより森林そ生の推進を図る「森林そ生プロジェクト」を実施し、平成20年度からは、森林そ生を更に進めるため、施業地の団地化、高性能林業機械の導入、及び森林整備を組み合わせた「森林そ生集団間伐促進事業」に取り組んでいる。

また、計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援する森林整備地域活動支援交付金制度を活用するとともに、森林整備に必要な林業労働者の確保・育成のため、森林整備担い手対策基金による事業体の就労環境の改善支援や、林業研究センターでの各種研修、林業労働力確保支援センターによる事業体の経営指導や新規就業の促進等にも努めている。

④ 県産材の需要拡大

県産材の需要を図るため、公共施設の木造・木質化や公共土木事業への利用を促進するとともに、県産柱材の無償提供制度により木造住宅の建設促進に努めるほか、製紙用原料やエネルギー活用など新たな用途への利用拡大に努めている。

(3) 愛媛県の水産業の特徴

愛媛県の海域は、佐田岬半島を境に瀬戸内海と宇和海に大別され、さらに瀬戸内海は、東部の燧灘と西部の伊予灘に区分される。海岸線の総延長は、瀬戸内海を中心に大小200もの島があることや、宇和海沿岸がリアス式海岸となっていることから、全国第5位の1,701Kmに及び、津々浦々に点在する漁港数は、全国第3位の195港となっている。これらの3海域には、それぞれ多様な魚介類が生息しており、種々の漁船漁業が営まれているとともに、魚類養殖・真珠養殖も盛んに行われている。

① 漁場の特性を活かした漁業の展開

瀬戸内海は、栄養分が豊富な上、魚介類の産卵、成育の場として重要な浅海、藻場、 干潟にも恵まれた生産性の高い海域で、その特性を活かして、小型底びき網、機船船び き網、一本釣りなど多様な漁船漁業が展開されている。養殖業については、燧灘では浅 海域でのノリ養殖が盛んなほか、島しょ部ではマダイ、ヒラメ等の魚類養殖やクルマエ ビ養殖などが、また、伊予灘では島しょ部を中心にヒラメ養殖やアワビ養殖などが行わ れている。

宇和海は、沖合域では外海から黒潮分枝流に乗って回遊する浮魚資源の好漁場が形成されていることから、まき網を中心とする漁船漁業が盛んであるほか、沿岸部ではリアス式海岸の波静かな入り江を利用した魚類、真珠、真珠母貝などの養殖が盛んに行われており、全国屈指の養殖生産地として知られている。

② 漁業生産の状況

平成23年における海面漁業及び海面養殖業の生産量は、海面漁業が7万2,700 トン、海面養殖業が6万8,333トンの合計14万1,033トンで、全国10位(シェア3.0%)となっている。このうち、海面養殖業の生産量は全国4位であるが、宇和海を中心に営まれているマダイ、真珠及び真珠母貝の生産量は全国1位、ブリ類及びヒラメの生産量は全国2位の地位にある。

また、海面漁業及び海面養殖業の生産額は、海面漁業が247億円、海面養殖業が618億円の合計866億円で、全国3位(シェア6.5%)となっており、海面養殖業の生産額は、昭和53年以来全国1位の地位を誇っているものの、生産量の減少や魚価の低迷等から、800億円台で推移している。平成22年と比較すると、生産量で1%減少し、生産額で2%の減少となっている。生産量については、海面漁業は3%減少したのに対し、海面養殖業ではほぼ横ばいで推移した。生産額については、海面漁業で11%の減少、海面養殖業では3%増加した。

③ 漁業や漁村の現状と課題

(海面漁業)

本県では、漁船漁業の漁獲対象となる資源を増大させることを目的に、産卵場や稚仔 魚育成場の造成事業とともに種苗放流を柱とする栽培漁業を推進しており、豊かな海で 再生産される豊富な天然資源とともに、「つくり育てる漁業」で育まれたマダイ、ヒラ メ、クルマエビなどの魚介類が地域の漁船漁業を支えてきた。

しかし、近年の本県漁船漁業における生産量は、浮魚類の資源水準の低下に伴い大きく減少しているうえ、その他の多くの魚介類においても資源水準が減少傾向にあることから、総じて伸び悩んでいる。特に、イワシ類においては、昭和59年に80,000トン以上あった漁獲量が平成7年には14,600トンまで急激に減少し、現在も20,000トン前後で推移している。また、全般的に魚価が低迷していることから、漁船漁業の生産額は減少傾向にあり、漁家は厳しい経営を余儀なくされている。資源水準が低下する要因としては、資源量に対する過大な漁獲圧力や漁場環境の悪化が考えられる。また、産卵、成育の場として機能している瀬戸内海では、漁場内に大小の魚介類が混在して生息しているため、小型魚の漁獲割合が高くなる傾向にあり、資源の保護と漁獲性能の両面から小型魚の混獲を抑制する対策が求められている。

こうしたなか、平成8年に批准した国連海洋法条約に基づいて制定された「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)」により、新たな資源管理手法として特定の魚種について漁獲量の上限を定める漁獲可能量(TAC)制度が導入され、本県では、マイワシ、サバ類、マアジの3魚種について資源の適切な保存・管理を行うための漁業管理体制の整備、定着を図っているところである。また、特に資源水準が低下しているサワラ、カタクチイワシ及びマコガレイについては、持続的に利用することを目的に、漁業者が休漁期の設定や網目制限、種苗放流などの資源管理を実施し、県も推進しているところである。漁船漁業において、将来にわたる持続的な生産体制を確保するためには、つくり育てる漁業の一層の推進と併せて、漁業者の所得を確保しな

がら、適正な資源管理のもとで資源量に見合った漁獲を行う生産体制を確立することが 課題である。

(海面養殖業)

本県においては、昭和36年に魚類養殖が開始され、当初はハマチが養殖の主流であったが、昭和50年代には全国のハマチ生産量が15万トンを超え、生産過剰により価格が低迷したことや、魚病の多発により歩留りが低下したことから、比較的病気に強いマダイへの転換が進み、平成2年以降、本県のマダイの生産量・生産額はともに全国一となっている。また、ハマチ、マダイ以外の、より希少性のある高級な魚種への転換も進んでいるが、いずれの魚種においても、飼料費等の生産コストが上昇する一方で、国内需要や生産者価格が低迷するなど漁家所得は伸び悩んでいる。

一方、恵まれた漁場環境と好調な真珠需要に支えられ、真珠養殖及び真珠母貝養殖は全国上位の生産量となっているものの、養殖期間を短くしてより多くの真珠を出荷する当年物生産への移行や、より大粒の真珠を生産するための大型母貝の導入等が行われてきた結果、真珠の品質低下やアコヤ貝の歩留り低下などの問題が顕在化し、加えて、平成8年頃からアコヤ貝の大量へい死が発生したため、大きな痛手を負った生産者の中には廃業や離職を余儀なくされたものもあった。近年は、大量へい死は見られないものの、品質の低下や国内販売の低迷に加え輸出不振による仕入業者の買い意欲の低下などによって価格が低迷し、大変厳しい状況にある。養殖業において安定的な生産を行っていくためには、養殖しようとする魚や貝に適した環境条件及びそれぞれの漁場特性と漁場収容力を把握したうえで、漁場への負荷の少ない適正な漁場行使による持続的かつ効率的な養殖生産体制を確立することが課題である。

なお、国においては、平成23年度から計画的に資源管理や漁場の改善に取り組む漁業者に対して漁業共済制度を利用した所得安定政策を実施しており、本県でも円滑な推進に取り組んでいるところである。

(漁村社会)

本県の漁村の多くは、背後に山が迫る狭隘な土地や離島、半島に立地し、狭い地域に 家屋が密集していることから、都市部に比べて交通網やインフラの整備が遅れているう え、高齢化が著しい地域でありながら、医療や福祉施設の整備は不十分である。また、 台風の進路となることが多い南予地方などは波浪や強風等の災害を受けやすい立地条 件にあるうえ、本県の漁港のほとんどは小規模な地元漁船が利用する第1種漁港であり、 基本施設の整備の遅れから、荒天時には安全停泊のできない漁港も多いのが現状である。

このため、漁村社会が構造的に変化する中で、漁村地域に若者が定住し、女性や高齢者も安心して快適な生活が送れるとともに、生産基地として整備された、快適で活気のある漁村を形成する必要がある。また、漁村の景観や文化との交流を求めて、近年、増加している都市住民との交流施設をはじめ、体験型漁業などの新しい地域環境や漁業形態の創出が課題である。

就業者数の減少と高齢化が著しい第一次産業にあって、平成23年の男性就業者数7,570人のうち、60歳以上の就業者数は4,565人で、男性全就業者の60.3%に達しており、担い手不足と高齢化が深刻な状態となっている。今後も少子化による後継者不足や、高齢化に伴う離職等によって漁業就業者の減少が続くと予想される地域が多いうえに、資源量の減少や漁家所得の不安定さが新規就業の障害になっているケースもあり、これらの地域では、漁村活力の低下が懸念されている。

さらに、真珠及び真珠母貝養殖では、平成8年頃から発生したアコヤ貝の大量へい死 や国内外の販売の低迷に伴い、廃業や離職を余儀なくされた生産者もみられており、真 珠養殖生産体制の立て直しが大きな課題となっている。

このため、漁船漁業においては、新規就業者の確保及び持続的な漁業活動を目的とする資源管理に積極的に取り組める担い手、また養殖業においては、漁場収容力に見合った適正な養殖を推進し、持続的な養殖生産体制を整備するとともに、技術力、販売力、経営力を身に付けた資質の高い担い手の確保と育成が課題となっている。

漁村の活性化を図るうえで、漁村地域の中核組織である漁協の役割が益々重要となっている。本県には、平成24年4月1日現在で、水産業協同組合が67(沿海53、業種別1、内水面12、生産組合1)組合あるが、漁業生産力の低下等による各種経済活動の停滞や、信用事業を取り巻く環境の変化等から、業務の高度化や複雑化が進み、事務量やコストの増大などにより経営状況が窮迫しており、組合の役割を果たすことが困難な状況にあり、また、瀬戸内海の沿海漁協の一部と内水面漁協の大半は事業活動が脆弱で、漁業権管理を主な業務としている状況にある。

これからの漁協や漁業者には、生産物を売るための経営感覚と販売能力が求められている一方で、それぞれの地域において、若者や女性の意見を組合運動に反映させながら将来の水産業展開の方向やビジョンを議論し、地域の実情にあわせた事業展開を図るとともに、上部団体の強いリーダーシップのもとに、漁業者が将来に希望の持てる漁業経営を営むための指導体制を築くことが必要となっている。

これらのことから、愛媛県漁連は、平成10年6月に、6漁協に集約する新しい愛媛県漁協組織強化基本方針を総会において機関決定したが、平成25年度に1市町1漁協へ基本方針を変更し、現実的な対応を取ることとした。また、愛媛県信漁連は、漁協の信用事業を順次信漁連に譲渡することとしている。今後、基本方針が計画どおり実現されるためには、系統や漁協トップの問題意識とリーダーシップの発揮、経営不振漁協の経営改善努力、将来の漁業を守るという長期的視野での検討が課題となる。

2. 愛媛県の農林水産業の現状に対する基本的な考え方

平成25年度当初予算編成において、今回の当初予算は、公約の実現に向けて、特に実需の 創出による地域経済の活性化に注力するとともに、南海トラフ地震の発生に備えた防災・減 災対策の推進に引き続き最優先で取り組むほか、農林水産業の振興やえひめ国体の準備等の 重要課題への対応を加速する予算となっている。

農林水産業の振興としては具体的には、本県農業を担う新規就農者を積極的に育成するため、農業協同組合等による新たな担い手育成のモデルとして、技術習得のための実践研修や 就農定着に向けた取組みに必要な農業用機械の導入等を支援することとされている。

また、果樹戦略品種等の供給力強化に向けて、高品質果実の生産体制や出荷加工機器の整備等を支援するとともに、中山間地域等での薬用植物など新たな戦略作物の導入による産地化を進めるほか、新たな愛媛ブランド牛開発の着実な推進、全国的知名度の高まりに対応するため、媛っこ地鶏の雛供給体制の強化を図ることとされた。

さらに、森林そ生緊急対策として、間伐や路網整備、加工流通施設の整備などを進めると ともに、新たな木材流通システムの導入を支援するほか、地域水産物を活用した6次産業化 の推進に取り組むこととされた。

(1) 愛媛県の農業に対する取組

本県では、農業が、地域経済を支える産業として重要な位置を占めるとともに、中山間地域を中心に広がる農村は、自然と調和した豊かな文化も育んでおり、今後とも、経済・社会両面における機能を持続的に発揮していけるように、振興を図っていく必要がある。

しかしながら、近年、農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加等による生産基盤のぜい弱化に加え、産地間競争の激化に伴う農産物価格の低迷など、国内の農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっているほか、世界に目を向けると、新興国や途上国を中心とした人口の増加や所得向上を背景に、穀物の需要が供給を上回る状況が続くなど、先行きが懸念される大きな変化が生じている。

こうした情勢を踏まえ、農業者や農業団体、行政等の関係者が、消費者とのつながりも視野に入れて、一体的な取り組みを進めていくため、「えひめ農業振興プラン2011」を策定し、平成23年度から27年度までの5年間に重点的に取り組むべき方向や施策目標を明らかにしている。

(2) 愛媛県の林業に対する取組

本県では、県土の7割を占める森林は、木材ほか林産物の供給や水源のかん養、国土の保全、地球温暖化防止等多様な機能を発揮するなど、県民生活の安全・安心や経済の安定に不可欠な、「緑の社会資本」とも言うべき県民共有の財産である。このうち、戦後、先人の営々たる努力によって造成された人工林は、量的にも充実し、利用可能な時期を迎えていることから、今後、より効果的に木材の利用拡大を図ることが求められている。

しかしながら、外材の輸入増大や代替材の台頭等に伴う木材価格の低迷、採算性の悪化で、 林業経営への意欲が減退し、森林の適正管理に支障を来たすことが危惧されるほか、林業を 支えてきた山村は、高齢化による担い手不足や不在村森林所有者の増加が顕在化しており、 活力を失いつつある。

こうした情勢を踏まえ、「えひめの森林」を健全な姿で次世代に継承していくため、「育てる時代から活用する時代へ ~健全な森林づくりと環境に優しい木材の利用拡大~」を基本理念に、平成27年度を目標とする「えひめ森林・林業振興プラン」が策定された。

この計画では、人工林資源を積極的に活用して、森林の整備から木材の安定供給・加工・ 流通・販売まで、戦略的・総合的な取り組みを推進するとともに、県産材製品の競争力強化 に努め、林業を成長産業に育成することを目指している。また、森林が地域の共有財産であ るとの共通認識のもと、県・市町・地域住民等が一体となって、森林・林業の振興と地域経 済の活性化を進めていっている。

(3) 愛媛県の水産業に対する取組

本県の水産業は、豊かな自然環境に支えられ、全国有数の生産を誇るとともに、地域経済を支える重要な産業として発展を遂げてきた。

しかしながら、近年、資源の減少や魚価の低迷、燃油価格の高止まり、消費の低迷、食の 多様化など、水産業を取り巻く情勢は、過去に例を見ないほど厳しくなっており、これらの 現状に柔軟に対応できる力強い産業への転換が求められている。

このため、水産業を巡る情勢の変化を踏まえて、平成27年度を目標年次とした「水産えひめ振興プラン」を策定し、「もうかる漁業の確立」、「持続的な生産の確保」及び「意欲ある担い手の確保」を基本方針に、喫緊の課題として重点的に取り組まなければならない施策や推進方策を分かりやすく取りまとめ、愛媛県水産業の再生を力強く図っていこうとしている。

(4) 愛媛県の農林水産業に対する TPP の影響

県は2013年4月に、政府が交渉参加を表明している環太平洋パートナーシップ協定(TPP)に日本が参加した場合、県内の農林水産業の生産額は2010年と比べおよそ306億円減少するとの試算を発表した。内訳は農産物がおよそ255億円、水産物がおよそ41億円、林産物がおよそ10億円、それぞれ減少するとなっている。このうち農産物について米は半分の76億円が、また、牛肉と豚肉はおよそ7割にあたるそれぞれ24億円と83億円が減少するとしている。この試算は国の試算を基にしたもので、関税をすべて即時撤廃することや追加的な対策を計算に入れないことなどが前提となっている。このため県は「地域ごとの産業構造の違いなどを加味しておらず、数字はあくまで最悪の場合」とした上で、農林水産業の体質強化を図るとともに国に対し必要な対策を講じるよう要請を続ける方針である。

3. えひめ農業振興プラン 2011 (抜粋)

はじめに

【プラン策定の経緯】

県では、平成12年6月に10年後(2010年)に向けた本県の農業政策の指針となる「新農業ビジョン」を策定し、「すべての県民が一体となって、魅力と活力に満ちた農業・農村を共に創り上げていくことを目指す」を基本理念として、「地域特性を活かした魅力と競争力のある農業の展開」、「活力と潤いに満ちた農村の形成」、「中山間地域の振興による豊かで多彩な県土づくり」の3つの基本目標を掲げ、その実現に向け、諸施策を積極的に展開してきたところであり、中間年に当たる平成18年3月には、「新農業ビジョン後期重点推進プログラム」を策定し、後半5年間に取り組む県としての具体的な考え方を明らかにした。

今回、「新農業ビジョン」が最終年を迎えたことから、これまでの取組を分析・検証するとともに、現時点における農業政策や情勢の変化も加味した上で、今後解決すべき課題や方向性を打ち出し、県内の農業関係者の共通認識として、本県農業振興の指針となるべく「えひめ農業振興プラン2011」を策定することとした。

【プランの位置付け】

本プランは、本県農業政策の基本指針として位置付けるものであり、基本的には農業を営んでいる「農業者」である県民に向けた県の姿勢を改めて示すものであると同時に、「消費者」である県民に対しても、「食」ひいては「生命」の起点である「農業」への関心を一層高め、公益的機能を有する、農業・農村への理解促進を図るためのものである。

【プランの推進期間】

本プランは、時代の流れとともに変化する農業情勢や農業施策を反映し、可能な限りの実現性・実効性に配慮して、スピード感を持って施策を推進するため、平成23年度(2011年)を初年度として、平成27年度(2015年)までの5年間を推進期間とする。

【策定に当たってのポイント】

◆ 現在我が国農政においては、平成22年3月に国が策定した「食料・農業・農村基本計画」をベースとしながらも、同年後半からは、「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定」交渉への参加の是非をはじめとする、国際貿易交渉も視野に入れた、農林漁業振興策の検討が「食と農林漁業の再生推進本部」で開始され、本年6月には我が国としての基本的な方向性が示される予定であるなど、農業分野も含めた大きな転換期を迎えることとなっている。

現段階において、その方向性は不明確であるが、本プランにおいては、どのような方向が示されようとも、県民に対して「食」と「生命」、「食料供給」と「農業」といった観点から、改めて農業の重要性の再認識と、全ての県民が自分自身の将来の問題として理解できるように配慮した。

- ◆ また、これまでのビジョンと同様に、全県共通の課題に対する方向を示すこととしているが、本県では海岸・島しょ部、平野部、山間部といったように、それぞれの地域によって栽培する品目や形態、生産者の構成など、その特性が多岐にわたっている点を重視し、地域特性を十分に活かして、そこで農業に携わる人々に対して少しでも農業に対する意欲を維持させ、産地や経営規模の大小に関わらず、小さくとも新たな力を奮い立たせられることを目的に、県下12の広域営農圏での取組に重点を置いたものとしている。
- ◆ なお、プランの構成は、まず現状と課題分析を示したうえで、取り組むべき方向を明示する方法もあるが、県民の皆様に、プランを少しでも早く理解していただくため、これからの取組を先に記述し、現状と課題分析は参考資料として後述する構成としている。また、多くの人を対象にしたため、できる限り簡潔に記載するように努めた。
- ◆ 5年後の姿を示すための指標設定についての考え方は次のとおりである。

≪全県≫

将来の農業の維持・発展に向けた最重点課題が「担い手の確保・育成」であることは、 現在の農業構造や現場からの声において共通項として存在しており、そのための魅力あ る所得の確保、生産効率の向上を勘案して、全県共通の目標としては『人(担い手)』、 『販売(生産)』、『土地(基盤)』に関するものを限定して設定した。

≪各広域営農圏≫

全県共通の目標のうち『人(担い手)』に関するものは必須項目として設定している。

また、地域(産地)としての取組姿勢を地元農業者に提示する必要があることから、 広域営農圏ごとに、現在上位品目でなくても、今後生産を振興する推進品目について数 量目標を設定したほか、圏域によっては、さらに重点的に支援する品目についても特出 しした。

加えて、広域営農圏独自の取組を示すことを目的に、個々の実情に応じた目標を設定した。

【プランの進行管理等】

本プランの進行管理については、全県及び各広域営農圏で設定した指標に対する点検・評価を中心に毎年度終了後に実施し、点検・評価結果については、県のホームページで公表する予定である。

これから取り組むべき方向

我が国農業は、国内の産出額や農業従事者数等が年々減少を続けており、今後、国際化が 進められた場合、その環境は一層厳しさを増すことが予想されている。

その要因としては、長引く景気の低迷により、全体的に農畜産物価格の下落傾向に歯止めがかからず、逆に燃料や資材などのいわゆる生産に必要な経費は高止まりの状況が続いていることなどが挙げられ、結果的に厳しい経営を余儀なくされることが、新規就農が進まず、担い手の高齢化が進行する一因と指摘されている。

加えて、国際貿易交渉に関する我が国の方向性については、現在国において検討中であり、 不透明な段階ではあるが、どのような状況にあろうとも、県内農業の足腰を強固なものにし ていかなければならないことに変わりはない。

今後、県内の農業従事者数も減少していくことは避けられないが、認定農業者、集落営農 組織及び企業参入を増やすことはもちろん、こうした担い手に農地等の資源を集中し、自ら が経営的視点を持って効率的な生産・販売活動を行うことができるよう、行政や農業関係団 体が一体となって積極的に支援していくことが不可欠である。

特に、これまで地域農業・農村に対して大きな役割を果たしているJAについては、農家所得の向上や農業・農村の維持・発展を図るためにも、営農指導の充実や流通をはじめとした経済事業の改革による経営基盤の強化など、一層積極的な取組が必要と考える。また、JA自身が「集落営農」の強力な推進や耕作・管理を行うことにより耕作放棄地の発生を防止するなど、新しい方向も求められているところであり、県としては、今後とも地域農業の核としての役割が期待されるJA及び市町等と共に、新たな担い手の確保・育成や優れた本県農畜産物の販売拡大などを積極的に進め、本県農業・農村の振興を図っていかなければならない。

加えて、県民の一人ひとりが「食」や「農業」に対する理解や感謝の気持ちを深め、そのことが国産・県産農畜産物の消費に繋がり、結果として食料自給率や農業所得の向上などに結びつくような仕組みづくりも極めて大切である。

これらのことを念頭に、後段に参考資料として整理した「新農業ビジョン後期重点推進プログラム(平成18~22年度)」の検証結果等に基づき、農業者、消費者、農業関係団体、他の関係産業団体、市町、県といった、それぞれがそれぞれの役割を果たし、かつ常にお互いの意思疎通、相互理解に努めていかなければ、成し遂げることができないことを十分に自覚したうえで、今後概ね5年間の本県農業の振興に対する取組を『生産力の向上(つくる)』、『販売力の強化(うる)』、『地域力の発揮(ひかる)』といった3つの「ガンバ『る』」を柱としてまとめ、愛顔(えがお)あふれるえひめ農業・農村の実現に取り組むこととした。

4. えひめ農業振興プラン 2011 における愛媛県農林水産業の現状と課題

(1) 担い手の確保育成

本県農業の中核、地域のリーダーとしての役割を担う認定農業者の育成を図るとともに、 認定農業者が不足している地域の機械共同利用や農作業受託等を行う集落営農組織を育成。

また、国が平成17年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」において、地域農業の 担い手として位置付けられた「認定農業者」と「一定の要件を満たす集落営農組織」に、施 策を重点的・集中的に実施する方針を踏まえた担い手の確保・育成の推進。

≪これまでの取組と現状≫

- ・ 平成17年度から県下に担い手育成総合支援協議会を設置し、認定農業者や集落営農組織 の確保・育成に努めた結果、認定農業者数は4,985人、集落営農組織は258 組織(うち特 定農業団体及び特定農業法人は13組織)が設立(平成22年3月末現在)。
- ・ 就農希望者に対する相談業務や全国段階での就農相談会(東京・大阪)への参画、農業に参入意向を示した企業等への情報提供を実施。東予地方局では、企業集積地である地域特性を活かし、企業の農業参入促進事業を実施し、農業参入希望企業と受け入れ集落による意見交換等を実施して、参入を促進。
- ・ 平成17年度から平成21年度の5年間における40歳未満の新規就農者数は、417人(うち法人への就業者121人)、また、40歳以上65歳未満の中高年の新規就農者数は363人(うち法人への就業者45人)で、合計780人が新たに本県農業に従事。
- ・ 意欲ある農業者と商工業者等を会員としたあぐりすとクラブを設立し、これまでに40 件の販路開拓や新商品開発等のプロジェクト活動を展開、支援。
- ・ 南予地方局では地域農業マネージメントセンター連絡会議を設置し、効率的かつ効果的 な活動体制の確立やセンター未設置地域の設立促進等について協議。
- ・ 女性による起業活動数は388 件、家族経営協定数は957戸、女性認定農業者の割合は7.5% と順調に伸びており、女性の経営参画は進んでいる (平成22年3月末現在)。
- ・ 経営規模拡大に極めて有効な大型機械導入を可能とする大区画ほ場整備等により担い 手を確保。

≪残された課題≫

- ・ 40歳未満の新規就農者はUターン就農や農業法人への雇用就農といった傾向が強まっており、企業の農業参入を含め、多様な就農形態に応じた支援体制、支援制度の確立が必要。
- 次代の農業を担う幅広い人材の育成に向けた支援体制の充実・強化が必要。
- ・ 地域農業を支える集落営農組織(農作業受託組織等を含む)の設立と法人等への育成支援が必要。

- ・ 効率的な優良農地の確保や土地利用の調整など、担い手の生産条件を整える基盤整備に 向けた地域体制づくりの推進が必要。
- ・ 認定農業者が多くを占めるかんきつ農業を中心に、地形条件や地域の営農実態など地域 の実情に応じた各種基盤整備(集落営農組織の育成や農地の集積等)の推進が必要。
- ・ 女性の経営参画は進展しているが、農業委員やJA役員など方針決定過程への参画は5% 程度と低く、農村における男女共同参画社会の形成に向けた支援が必要。

≪取組方針≫

- ・ 新規就農者や企業参入など多様な担い手の確保のために、新規就農者や企業等多様な担い手の確保、女性の起業化・経営参画等を推進していく。
- ・ えひめ農業を支える担い手の育成のために、農業大学校における就農者や認定農業者等 中核的経営体を育成し、基盤整備を契機とした担い手の育成・確保を図る。
- ・ 地域農業の守り手の育成のために、集落営農組織等や作業受託組織・ヘルパー組織を育成し、地域農業を総合的に管理・調整・支援する体制整備を促進する。

(2) 農地の有効利用促進

耕作放棄地の発生を防止し、優良農地の保全を図り、担い手への農地の集積を促進するため、基盤整備、農地利用集積、中山間地域等における生産条件の改善、耕作放棄地の活用等を推進。

- ・ 集落営農組織の法人化や企業の農業参入等により農地が集積され、農業生産法人などの 担い手への農地利用集積面積は、平成17年度と比較して21年度末で1,658ha増加。
- ・ 担い手の営農省力化に向けた基盤整備や棚田地域保全のための小規模基盤整備などを 実施したことにより、水田のほ場整備面積が、平成17年度と比較して平成21年度末で 178ha、畑・樹園地の農道整備面積が平成17年度と比較して平成21年度末で544ha増加。
- ・ 平成20年度には、県内の市町・農業委員会により耕作放棄地全体調査を実施し、耕作放棄地解消計画を策定。平成21年度には耕作放棄地再生利用緊急対策により、6市町が再生活動に取り組んだ結果、24haの耕作放棄地が解消。
- ・ 平成17年度に始まった第2期の中山間地域等直接支払制度については、集落協定締結面 積が常に目標面積を上回る状況にあり、順調に進捗。
- ・ 平成19年度から、地域ぐるみで行う農地や農業用水などの維持管理活動に加え、集落環境の保全向上のための農村環境保全向上活動支援事業を開始。

- ・ 県下の7割を占める中山間地域においては、集落営農に向け、地形条件や営農形態に応じたきめ細かな基盤整備が必要。
- ・ 計画的な農地の売買から賃貸借へのシフトなど、地域の実情を考慮した上で、農地保有 合理化事業や農地利用集積円滑化事業等を活用した農地の流動化が必要。
- ・ 中山間地域等直接支払制度や農村環境保全向上活動への支援の充実強化。
- ・ 耕作放棄地の発生防止と解消に向けて、各種事業を活用した支援が急務。また、耕作放 棄地増加の一因ともなっている鳥獣被害対策も必要。

≪取組方針≫

- ・ 農地の効率的な利用推進のために、農地の利用集積や基盤整備による省力化の推進、耕 作放棄地の発生防止・解消を行い、有害鳥獣による農作物被害を防止する。
- ・ 地域協働による農村資源の保全・継承のために、中山間地域等直接支払制度の推進、農村環境保全向上活動の促進を図る。

(3) 競争力のある個性化産地の育成

集落営農や認定農業者への農地利用集積による規模拡大、重油高騰への対応など省エネルギー対策の推進、これまで育成した産地の充実や外延的拡大・波及を図るための愛媛独自のブランド化、生産者や市場が納得できる生産コストの低減、需要に即した高品質・高付加価値化を重点に、市場や消費者にアピールできる競争力のある産地づくりを推進。

- ・ 省エネルギー対策では、施設園芸農家の経営状況や支援要望を取りまとめ、経営面で効果がある多重被覆、循環扇等のほか、重油高騰対策としてヒートポンプ設置に向けた重点的支援を展開。
- ・ 暖房費の節減対策として、暖房費が軽減できる新品種への更新や作型変更、バイオマス を燃料とした暖房機の試験等を実施。
- ・ 「愛」あるブランド産品については農業団体と一体になったPR活動等により、着実な 販路開拓を推進。
- ・ 地元新聞社等と連携し、県産農産物を素材とした愛媛オリジナルのスイーツの開発等を 通じたPR及び販路拡大を推進(えひめスイーツプロジェクト)。
- ・ 畜産においてはGPセンター (鶏卵の洗浄・選別処理施設) の機能強化や牛トレーサビリ ティシステムの普及定着など、安全・安心な畜産物の供給体制が着実に進展。
- かんきつ担い手の経営強化を図るため、樹園地のほ場整備や農道網整備を実施。

- ・ かんきつ地域においては、果樹産地構造改革計画等に基づき、低コスト・省力化を目指 した基盤整備の推進が引き続き必要。
- ・ 加工・業務用仕向けへの対応については、出荷量確保や価格面、代金決済等に関する産 地と実需者との相互理解が引き続き必要。
- ・ 市場統合の必要性について、市場開設者などの認識は深まる反面、具体的な統合が不十 分。
- ・ 原油高騰による運送費や出荷資材費の高止まりに対する流通コスト低減策の検討が必要。

≪取組方針≫

- ・ 農地の効率的な利用推進のために、基盤整備による省力化を推進する。
- ・ 国内・海外に向けた県産農畜産物の販路開拓のために、ブランド化の推進、国内販路開 拓の強化、及び海外への輸出促進を図る。
- ・ 効率的な流通システム構築への支援のために、輸送効率化の促進を図って、出荷形態に 応じた販売体制を構築する。
- ・ 売れる(選ばれる)農畜産物づくりのために、適地適作や幅広い分野に対応した農畜産物づくりを推進し、情報収集機能の充実強化を図る。
- ・ 農商工連携推進のために、農業者と企業等との連携活動を推進し、えひめ農商工連携ファンドを活用していく。

(4) 地産地消・食育の推進

『えひめ地産地消の日』による普及啓発など、県産農林水産物及び加工品の販売拡大並びに「地産地消・愛あるサポーター制度」による、地域で展開している地産地消活動のネットワーク化や事業取引の強化を通した地産地消の総合的な推進。

また、食育基本法の成立を受け、行政、農林漁業、食品産業、学校教育、栄養・保健行政 関係者等の連携による食育の推進体制を整備するとともに、各市町での学校給食における地 域食材安定供給体制の整備や食育推進ボランティア等を活用した地域農産物の利活用促進 に向けた支援を拡充。

- 各種事業の展開が、直売所の販売増加につながるなど、地産地消の広がりが着実に進展。
- ・ 「地産地消・愛あるサポーター」は、当初の目標を大幅に上回る登録数で推移しており、 『えひめ地産地消の日』協力店数についても、順調に増加(平成22年3月末現在サポー ター登録数2,202件、地産地消協力店593店)。

- サポーター交流商談会等を通じ、大手量販店や飲食店で取り扱われる産品が増加。
- ・ 県下各地で学童や消費者に対する食文化普及講座やフォーラムを開催し、食と農に対する理解や地域農畜産物の利活用が促進。

- ・ 地産地消に対する県民の関心は高まっており、新鮮さや値頃感から直売所の販売額は増加しているが、引き続き、地道な意識啓発が必要。
- ・ 南予をはじめ県内各地の特産品の県内での認知度向上が必要。
- ・ 学校給食における地域農畜産物の活用促進は、価格面や給食用食材の供給体制面などに 課題があり、関係者間の密接な連携が必要。
- ・ 農業と地域食文化に根ざした食農教育を推進するため、次代を担う子どもたちを対象と した食文化普及活動の強化が必要。

≪取組方針≫

- ・ 消費者理解の促進のために、県産農畜産物の認知度を向上させ、食農教育を推進し、農業体験を通じた農業に対する理解促進を図っていく。
- ・ 農業者の顔が見える仕組みづくりのために、地産地消や直売所等の利活用の推進を図る。
- ・ 消費者と農業者が支え合う仕組みづくりのために、消費者と農業者との連携を強化し、 消費者等と一体となった県産農畜産物のPRの推進を行う。

(5) 食の安全・安心の確保

農畜産物の生産段階における危害因子の低減を図るため、指導・監視の徹底や、生産者自らの取組への支援を強化するとともに、農畜産物の製造加工段階におけるHACCP(危害分析重要管理点)手法の導入による衛生管理の徹底、流通販売段階における食品表示等の適正化を促進。

また、生産流通情報の伝達体制整備や生産情報公開JAS規格の普及啓発及びホームページ を活用したタイムリーで分かりやすい情報提供システムの構築により、食の安全・安心の確保を推進。

- ・ 不適正表示の発生防止等を図るため、食品関係団体に対する講習会や食品表示の監視・ 指導等を実施。
- ・ えひめ食の安全・安心推進本部による県民講座の開催など、食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションについて、県関係機関が連携しながら推進。
- ・ 食品衛生法に係るポジティブリスト制度に適切に対応するため、農薬や動物用医薬品等の適正使用に関する普及・啓発を継続。

・ 高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した「海外家畜悪性伝染病防疫演習」等を開催 し、一連の対策・防疫措置に係る関係機関・団体の総合的な連携強化を図るとともに、 危機管理意識を醸成。

≪残された課題≫

- ・ 食の安全の確保のため、引き続き農薬使用基準の遵守に向けた周知徹底が必要。あわせて農業者による生産履歴の徹底(GAPの取組推進)も必要。
- ・ 不適正表示の発生防止等を図るための監視・指導体制の強化が必要。
- ・ ホームページなどを活用した、食品表示制度の改正内容等に関する迅速な情報提供が必要。
- ・ 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に向けた家畜衛生対策の継続的かつ着実な推進 が必要。

≪取組方針≫

- ・ 売れる(選ばれる)農畜産物づくりのために、安全・安心を確保する。
- ・ 食の安全性の確保のために、農薬・肥料・飼料・動物用医薬品等の適正使用を徹底し、 家畜伝染病の防疫強化を図り、生産工程管理の策定により安全性を確保していく。
- ・ 消費者への的確な情報提供のために、食品表示の適正化の徹底と監視体制を強化し、生 産流通履歴情報の管理の徹底と伝達体制の整備を行う。
- ・ 消費者と農業者が支え合う仕組みづくりのために、消費者と農業者との連携強化を図っていく。

(6) 農地と農業用施設の保全・整備

農業用施設の適切な保全管理と計画的な整備更新を行うため、保全管理体制の構築に向けた支援をより一層強化するとともに、農地等の保全や安全・安心な生活環境を確保するため、 災害危険度の的確な把握による、より効率的で効果的な防災対策を実施。

- ・ 老朽化が進んだ用水路などの機能診断等を積極的に推進したことにより、農業水利施設 等の適切な保全管理に対する機運が上昇。
- ・ 規模や用途などの条件に合致した様々な事業を活用して、県下のため池整備を着実に推進(平成22年3月末現在(累計)419箇所改修済)。
- ・ 西条市において、ため池のハザードマップ作成に向けた基礎調査等を実施するなど、減 災への取組が進展。

- ・ 新たな個性化産地に対応したかんがい施設への再編整備と併せて、引き続き、農業用水 の安定供給や担い手の管理省力化に向けた農業用水利施設の保全対策を推進。
- ・ 老朽ため池改修整備は着実に進んでいるものの、自然災害の発生時に甚大な被害を及ぼ す恐れのある未改修の農業用施設が未だ多く存在しており、早急な整備が必要。
- ・ 大規模災害への危機意識は高まりつつあるが、防災体制整備に対する取組に地域格差が あることから、県下全域への啓発が必要。

≪取組方針≫

- ・ 農業水利施設の持続的な機能の発揮のために、農業水利施設の計画的な保全管理とかん がい施設の再編整備を推進していく。
- ・ 農村環境の整備・保全のために、地域を守る防災対策の推進を図る。

(7) 試験研究機関の機能強化

試験研究を効率的かつ効果的に推進するため、施設や設備、研究スタッフ等の資源を有効に活用できる研究体制を整備するとともに、地域の技術レベルの向上を図り、産学官の融合・連携や研究成果等の現場への迅速な技術移転を推進。

- ・ 本県の基幹作物である果樹研究を効率化させるため、平成19年に宇和島市にみかん研究 所を整備し、かんきつ新品種の育成と生産技術の開発を促進しており、「愛媛果試第28 号(紅まどんな)」、「甘平」、「媛小春」等の中晩柑新品種を育成・普及。
- ・ 農産物への安全・安心を確保するため、残留農薬分析の検査体制を整備し、出荷前の主要農産物の検査を実施。
- ・ 産学官が連携して、さといも新品種「愛媛農試V2号(伊予美人)」の育成と機械化一貫 生産体系の確立、酒米新品種「しずく媛」の育成と県酒造組合による統一銘柄の日本酒 "しずく媛"の生産販売及びいちご新品種「あまおとめ」の育成と加工用直販等の展開 を推進。
- ・ 畜産研究センターでは、銘柄豚「愛媛甘とろ豚」を開発し、養鶏研究所では「媛っこ地 鶏」を開発・普及。
- ・ 効率的・効果的な試験研究を推進するため、平成20年に農林水産関係研究機関等を統合 し、新たに「愛媛県農林水産研究所」が発足。

- ・ 加速度的に変化する現場のニーズに応じた、より一層の効率的かつ効果的な試験研究の 推進が必要。
- ・ 地域に貢献できる技術開発に対応し、バイオセキュリティの整った畜産研究センターの 整備。
- ・ 農畜産物の付加価値を高め、6次産業化につなげるため、栄養素や機能性成分の解明と 食品加工への利用研究の促進。
- ・ かんきつの周年供給体制の強化とブランド化に向け、育成新品種の安定生産技術の確立 と鮮度保持技術の開発。
- ・ 野菜類の省力・低コスト生産技術の開発。
- ・ 機能性の高い水稲の良食味品種や加工業務用に適する品種の育成。

≪取組方針≫

- ・ 生産技術の研究・開発のために、農畜産物の生産力向上と安定供給に向けた技術開発を 行い、農畜産物の安全性と信頼確保にかかる研究の推進を図っていく。
- ・ 新たな需要創出に向けた研究・開発のために、ブランド化に向けた優良新品種等を育成 し、農畜産物の機能性解析と利用技術の開発を行っていく。
- ・ 地域資源の保全・活用に向けた研究・開発のために、遺伝資源の収集・保存を行い地域 バイオマスの利用技術の開発を行っていく。

(8) 農村の活性化

近年の国民の価値観やライフスタイルの変化に伴い、都市と農村の交流に対する需要の増大が見込まれることから、様々な形態の交流をグリーン・ツーリズムと捉え、生活環境の整備や受入体制づくり等の取組、農村の活性化を推進。

また、直売所やインターネットを活用した販売形態の多様化、6次産業化への関心の高まりなどを反映した新たなアグリビジネスの創出支援などにより、地域の活性化を促進。

- ・ ホームページを活用した各種イベント開催情報の発信や交流施設の増加等に伴い、交流人口が増大傾向(平成22年3月末現在都市農村交流人口8,270千人)。
- ・ 地域が主体的に活動するためのグリーン・ツーリズム推進組織を設立(平成22年3月末 現在市町段階組織数10組織)。
- ・ 南予地域においては、管内のグリーン・ツーリズム協議会の連携により、広域での受入 体制の検討や農林漁家民宿営業者等のレベルアップのためのセミナーを開催。

- ・ 農山漁村女性による起業活動が活発となり、県域及び県内5地区でネットワーク組織を 結成。ネットワーク組織での各種研修会や首都圏での商談交流活動、地域での販促活動 など、小グループや個人では対応できない幅広い活動を展開(平成22年3月末現在、起 業活動数388件)。
- ・ 中予地域のネットワーク有志が民間企業と連携して、松山市の中央商店街の空き店舗を 利用した直売所を開設(ぎんこい市場)。

- ・ グリーン・ツーリズムにおける体験メニューの充実や受入体制の整備・強化のほか、中 山間ふるさと保全対策との連携により効果的な情報発信・普及啓発等の推進が必要。
- ・ 地域推進組織の自立化を目指した新たなグリーン・ツーリズムの推進体制の構築が必要。
- ・ 中山間地域等直接支払制度や農村環境保全向上活動の支援による地域コミュニティの 再生を契機として、住民参加による地域資源の発掘や地域づくりの活動への啓発・支援 が必要。

≪取組方針≫

- ・ 農村と都市の交流推進のために、グリーン・ツーリズムを推進し、交流拠点等の整備推 進と県内交流人口の拡大を図っていく。
- 農業者の顔が見える仕組みづくりのために、直売所等の利活用の推進を図る。
- ・ 農業の6次産業化への支援のために、加工設備等の導入支援を行い、商品企画・販路開 拓と新たな産地スタイル形成を推進していく。
- ・ 地域協働による農村資源の保全・継承のために、住民参加による地域づくりを進める。
- 農村環境の整備・保全のために、定住環境整備の推進を図る。

(9) 環境と調和した農業の展開

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマーの確保・育成や「愛媛県特別栽培農産物等認証制度(エコえひめ農産物)」の認証件数の向上。

また、家畜排せつ物のリサイクル指導等を強化し、環境保全型農業の実践者の確保と面的拡大を推進。

- ・ 化学農薬や化学肥料を3割程度削減した実証ほを10箇所、有機農業実証ほを3箇所設置するとともに、有機農業講座を4箇所で開催するなど、環境保全型農業の普及・定着を推進(平成22年3月末現在エコファーマー数1,085人、エコえひめ農産物認証件数154件)。
- ・ 平成20年3月に県有機農業推進計画を策定。

- ・ えひめ・まつやま産業まつり等のイベントにおけるエコえひめ農産物の取組紹介や量販店におけるエコえひめ農産物の即売など、消費者等の認知度向上に向けた取組を強化。
- ・ 飲食店や産婦人科病院とのエコえひめ農産物販路拡大交流会の開催による新たな取引 の増加。
- ・ 勉強会等の開催を通じた生産者のグループ化による量販店でのエコえひめ農産物販売 コーナーの常設。
- ・ 簡易対応により家畜排せつ物を管理していた農家において、恒久的な処理施設整備が進展したため、たい肥の生産及び流通が適正化(平成22年3月末現在家畜排せつ物利用率96%)。

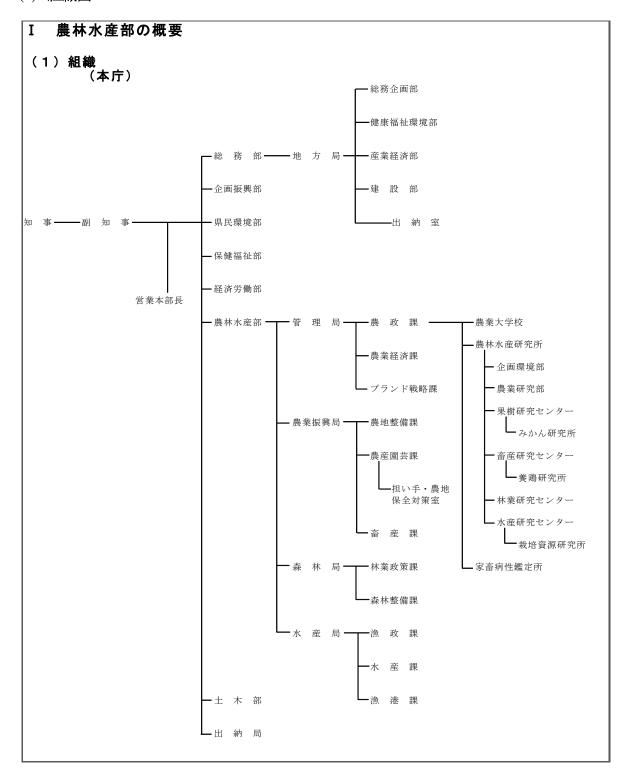
- ・ エコえひめ農産物の生産拡大に向け、生産段階での環境保全に対する継続的な取組が必要。
- ・ エコえひめ農産物の販路拡大を図るため、生産者や飲食、小売関係者及び消費者等との 交流の充実が必要。
- 良質たい肥のより一層の利用促進を図るため、耕種農家と畜産農家の連携強化が必要。

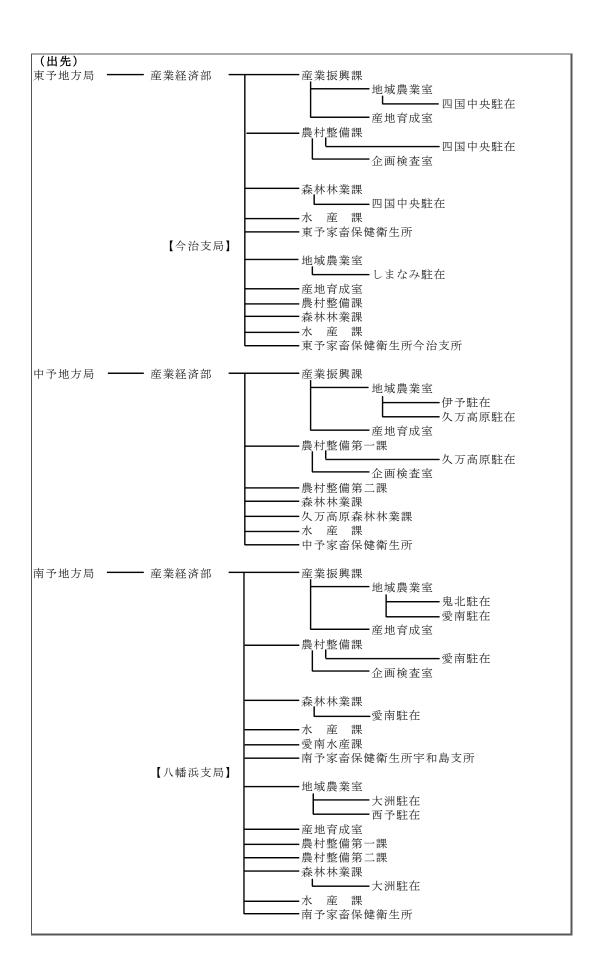
≪取組方針≫

- ・ 環境保全型農業の推進のために、環境保全型農業実践者の確保・育成を図り、エコえひめ農産物等の消費拡大や良質たい肥生産及び利用を推進する。
- ・ 売れる(選ばれる)農畜産物づくりのために、環境と調和した農畜産物づくりを推進する。
- 消費者理解の促進のために、食農教育を推進していく。

5. 平成 25 年度愛媛県農林水産部の組織と職務分掌

(1) 組織図





(2) 職務分掌

		r .	
	1		農政の総合企画及び総合調整に関すること。
		(2)	農業経済の調査及び研究に関すること。
		(3)	産業高度化対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること(第一次産業に係るものに限る。)。
			農村工業等導入及び経営構造対策に関すること。
			グリーン・ツーリズムの推進に関すること。
			山村等振興対策事業に関すること。
	農政課	, ,	農業委員会に関すること。
			農業団地及び農業振興地域の整備に関すること。
			国有農地等及び開拓財産の管理及び処分に関すること。
			農地等の調整及び争訟に関すること。
管理局			国土調査に関すること。
			中山間関連事業の部内調整及び推進に関すること。
			その他農政に関すること (他の主管に属するものを除く。)。 農業協同組合及び農業共済組合の指導に関すること。
			農業の災害補償に関すること。 農業の災害補償に関すること。
	農業経済課		農業金融に関すること。
	及未任けい		農業協同組合及び農業共済組合の検査に関すること。
			その他農業団体 (他の主管に属するものを除く。) に関すること。
			新しいえひめブランドの育成に関すること。
	ブランド戦略		農林水産物の販路開拓及び流通促進に関すること。
	課		卸売市場に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
	IV.		地産地消の推進に関すること。
			土地改良事業に関すること。
		(2)	土地改良区等に関すること。
		(3)	土地改良資金の融資に関すること。
			農用地の集団化に関すること。
農業振		(5)	農用地開発事業に関すること。
展表版	農地整備課	(6)	農地の水資源に関する調査及び企画並びに農業水利の調整に関すること。
興何		(7)	南予水資源開発事業の推進に関すること。
		(8)	防災事業に関すること。
			農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。
			農村環境保全向上対策に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
			その他農業土木に関すること。
			農業に関する試験研究及び調査の基本方針の策定及び調整に関すること(他の主管に属するものを除
		(,)	
			農業技術研究に関する情報の収集及び広報に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
			農業改良普及事業に関すること。
			農山漁村の生活改善に関すること。
			肥料の検査、取締り及び需給の調整に関すること。
	農産園芸課		農用地の土壌改良に関すること。 農薬の取締り (他の主管に属するものを除く。)及び農薬の需給の調整に関すること。
		(8)	農作物病害虫の防除等に関すること。
		(8) (9)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
		(8) (9) (10)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
		(8) (9) (10) (11)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。
		(8) (9) (10) (11) (12)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
		(8) (9) (10) (11) (12) (13)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。
ᄩᆒ		(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。
農業振		(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。
興局	扣シネ・曲ル	(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農林水産物の安全・安心対策に関すること。
興局	担い手・農地の人が空空	(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (1) (2)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農林水産物の安全・安心対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。
興局	担い手・農地 保全対策室	(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (1) (2) (3) (4)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農林水産物の安全・安心対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農地の流動化及び有効利用に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 鳥獣害防止対策に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
興局		(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (1) (2) (3) (4) (5)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。 農産物の価格安定に関すること。 農林水産物の安全・安心対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農地の流動化及び有効利用に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 鳥獣害防止対策に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 中山間地域等の直接支払に関すること。
興局		(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (1) (2) (3) (4) (5)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農林水産物の安全・安心対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 農業機械の普及等に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 中山間地域等の直接支払に関すること。 畜産の振興計画の樹立に関すること。
興局		(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (1) (2) (3) (4) (5) (1) (2)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農林水産物の安全・安心対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 の中山間地域等の直接支払に関すること。 富産の振興計画の樹立に関すること。
興局		(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (1) (2) (3) (4) (5) (1) (2) (3)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 鳥獣害防止対策に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 中山間地域等の直接支払に関すること。 家畜の改良増殖に関すること。 畜産の改良増殖に関すること。 畜産経営に関すること。
興局		(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (1) (2) (3) (4) (5) (1) (2) (3) (4) (4)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 豊産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 鳥獣害防止対策に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 中山間地域等の直接支払に関すること。 家畜の改良増殖に関すること。 家畜の改良増殖に関すること。 家畜の改良増殖に関すること。 家畜の改良増殖に関すること。 家畜及び畜産物の生産及び流通に関すること。
興局		(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (1) (2) (3) (4) (5) (1) (2) (3) (4) (5) (4) (5)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農株水産物の安全・安心対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 農業機械の普及等に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 中山間地域等の直接支払に関すること。 畜産の改良増殖に関すること。 畜産経営に関すること。 寄畜の改良増殖に関すること。 寄畜の改良増殖に関すること。 家畜及び畜産物の生産及び流通に関すること。 掌地及び飼料に関すること。
興局		(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (1) (2) (3) (4) (5) (1) (2) (3) (4) (5) (6)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 書要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること。 種苗の需給に関すること。 機産物の低格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農林水産物の安全・安心対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 高監書防止対策に関すること。(他の主管に属するものを除く。)。 中山間地域等の直接支払に関すること。 審産の振興計画の樹立に関すること。 審産の政良増殖に関すること。 審産経営に関すること。 審産経営に関すること。 家畜の改良増殖に関すること。 す也及び飼料に関すること。 家畜の防疫及び保健衛生に関すること。
興局	保全対策室	(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (1) (2) (3) (4) (5) (1) (2) (3) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (6) (7)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 書要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること。 種苗の需給に関すること。 機産物の価格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農本水産物の安全・安心対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 鳥獣害防止対策に関すること。 の主管に属するものを除く。)。 中山間地域等の直接支払に関すること。 審産の振興計画の樹立に関すること。 審産の設計画の樹立に関すること。 審産経営に関すること。 家畜のひ良増殖に関すること。 家畜及び畜産物の生産及び流通に関すること。 家畜の防疫及び保健衛生に関すること。 家畜の防疫及び保健衛生に関すること。 家畜の防疫及び保健衛生に関すること。 家畜の防疫及び保健衛生に関すること。
興局	保全対策室	(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (1) (2) (3) (4) (5) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 豊産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農林水産物の安全・安心対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 農業機械の普及等に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 中山間地域等の直接支払に関すること。 畜産の振興計画の樹立に関すること。 寄畜の改良増殖に関すること。 寄畜及び畜産物の生産及び流通に関すること。 家畜及び飼料に関すること。 家畜のび段及び保健衛生に関すること。 家畜人び授精事業に関すること。 家畜人び授精事業に関すること。 畜産技術の改善普及に関すること。
興局	保全対策室	(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (1) (2) (3) (4) (5) (1) (2) (3) (4) (5) (7) (6) (7) (8) (9)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 豊産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 鳥獣害防止対策に関すること。 鳥獣害防止対策に関すること。 「事産の振興計画の樹立に関すること。 審産の改良増殖に関すること。 審産必ず畜産物の生産及び流通に関すること。 家畜のひ良増殖に関すること。 家畜のび民種権関すること。 家畜のび民種権関すること。 家畜の「投入などのに関すること。 家畜の「などのに関すること。 家畜の「などのに関すること。 家畜の「などのに関すること。 家畜の「などのに関すること。 家畜の「などのに関すること。 るを正対術の改善き及に関すること。 畜産団体に関すること。
興局	保全対策室	(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (1) (2) (3) (4) (5) (1) (2) (3) (4) (5) (7) (8) (9) (10)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 豊産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 鳥獣害防止対策に関すること。 高齢害防止対策に関すること。 「事産の振興計画の樹立に関すること。 家畜の改良増殖に関すること。 家畜の改良増殖に関すること。 家畜及び畜産物の生産及び流通に関すること。 家畜及び飼料に関すること。 家畜人工授精事業に関すること。 家畜人工授精事業に関すること。 畜産団体に関すること。 畜産団体に関すること。 畜産団体に関すること。 畜産団体に関すること。
興局	保全対策室	(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11)	農作物病害虫の防除等に関すること。 農産物の生産振興に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 豊産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 主要食糧の需給に関すること。 種苗の需給に関すること(他の主管に属するものを除く。)。 農産物の価格安定に関すること。 農産物の生産流通に係る団体の指導育成に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業の担い手対策に関すること。 農業機械の普及等に関すること。 鳥獣害防止対策に関すること。 鳥獣害防止対策に関すること。 「事産の振興計画の樹立に関すること。 審産の改良増殖に関すること。 審産必ず畜産物の生産及び流通に関すること。 家畜のひ良増殖に関すること。 家畜のび民種権関すること。 家畜のび民種権関すること。 家畜の「投入などのに関すること。 家畜の「などのに関すること。 家畜の「などのに関すること。 家畜の「などのに関すること。 家畜の「などのに関すること。 家畜の「などのに関すること。 るを正対術の改善き及に関すること。 畜産団体に関すること。

		/4) おびのゆ 人人 エフィルゆ 人望春り 1日 上ファー
		(1) 林政の総合企画及び総合調整に関すること。
		(2) 流域林業の推進に関すること。
		(3) 林業構造改善事業の推進に関すること。
		(4) 森林計画及び森林経営計画に関すること。
		(5) 森林組合の指導に関すること。
		(6) 森林国営保険に関すること。
		(7) 林業金融に関すること。
	林業政策課	(8) 森林組合の検査に関すること。
	作来 以來床	(9) 木材及び特用林産物の生産、加工及び流通に関すること。
		(10) 木材の利用促進に関すること。
		(11) 林道事業に関すること。
		(12) 林業技術の普及に関すること。
森林局		(13) 林業に関する試験研究及び調査の基本方針の策定及び調整に関すること。
		(14) 林業技術研究に関する情報の収集及び広報に関すること。
		(15) 森林環境保全基金事業(林業に関する指定事業に限る。)に関すること。
		(16) その他林業の振興に関すること。
		(1) 森林の造成及び環境緑化の推進に関すること。
		(2) 森林病害虫等の防除に関すること。
		(3) ボランティアが行う森林の整備及び緑化に対する支援に関すること。
		(4) 森林の保全に関すること。
	森林整備課	(5) 水源林の整備に関すること。
		(6) 放置森林の整備に関すること。
		(7) 公有林の整備に関すること。
		(8) 森林環境保全基金事業に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
		(9) その他森林の整備に関すること。
		(1) 水産行政の総合的な企画及び調整に関すること。
		(2) 漁業組合の指導に関すること。
		(3) 水産業の災害補償に関すること。
	漁政課	(4) 水産業金融に関すること。
		(5) 水産物の流通及び加工に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
		(6) 漁業組合の検査に関すること。
		(7) その他漁業団体(他の主管に属するものを除く。)に関すること。
		(1) 水産業の振興に関すること。
		(2) 水産資源の保護に関すること。
		(3) 水産業に関する試験研究及び調査の基本方針の策定及び調整に関すること。
		(4) 水産業技術研究に関する情報の収集及び広報に関すること。
水産局		(5) 漁業の免許及び許可並びに漁業権の登録に関すること。
	水産課	(6) 漁業調整に関すること。
		(7) 遊漁船業に関すること。
		(8) 漁船保険に関すること。
		(9) 漁船及び小型船舶に関すること。
		(10) 漁業取締りに関すること。
		(11) その他水産業に関すること。
		(1) 漁港の指定及び維持管理に関すること。
		(2) 漁港漁場整備長期計画及び漁港漁場整備事業に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
	漁港課	(3) 県営漁港工事の旅行に関すること。
	DIMI LIPIN	(4) 水産庁所管の海岸に関すること。
		(5) 漁港施設の災害復旧に関すること。
	l	(1) 次代の農業及び農村を担う優れた青少年の養成に関すること。
農業大学	芝 校	(1) 妖人の長来及の長利を担う優れた青少牛の養成に関すること。 (2) 農業者の生涯学習のための各種の研修に関すること。
/XXXXX	, ,	(3) 農業機械利用技能者を養成するための研修に関すること。
		NO/ 皮木1X1X17月1X能生で実践するにめいが同じに関すること。

	(4) Mig Hall dt II Hall og til greek i folger folge
農林水産研究所	(1) 普通作物、特用作物、そ菜及び花さ(以下「普通作物等」という。)の品種改良、栽培改善、土壌、肥料、病害虫及び環境保全に関する試験研究区で調査に関すること。 (2) 普通作物等の種質育成及び配布に関すること。 (3) 花きとの触れ合いの場の提供に関する武験研究及技術産研究所を総合企画調整に関すること。 (4) 農作業の省力化に関する試験研究及技術産研究所を総合企画調整に関すること。 (5) 合味験研究機関との共同研究及技術産研究所を研究の製造企業が関すること。 (6) 農林水産研究所と地方局産業経済部産業援興課との調整に関すること。 (7) 農林水産技術情報及び研究成果の実証展示に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、果養経営の改善に関すること。 (9) 果樹の品種改良、栽培改善、果実管理、土壌、肥料、病害虫及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。 (10) 前号に掲げるもののほか、果樹栽培の省力化に関する試験研究及び調査に関すること。 (11) 家畜の育種、繁殖、飼養管理、防疫、衛生、治療及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。 (12) 草地、飼料及び飼料作物の試験研究及び調査に関すること。 (13) 乳用牛、肉用牛及び豚の能力検定に関すること。 (14) 鶏の育種、繁殖、飼養管理、防疫、衛生、治療及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。 (15) 鶏の能力検定に関すること。 (16) 第11号から前号までに掲げるもののほか、畜産経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。 (17) 林業における育種、種苗、育林、土壌及び肥料、森林保護並びに林業特産物に関する試験研究及び調査に関すること。 (18) 木材の加工利用に関する試験研究及び調査に関すること。 (18) 木材の加工利用に関する影像研究及び調査に関すること。 (19) 林業経営の改善及び林業の機能に関する影験研究及び調査に関すること。 (20) 株業、森林及び緑化に関する影験研究及び調査に関すること。 (21) 林業、森林及び松化に関する研修の実施に関すること。 (22) 林業、森林及び松化に関する可能の実施に関すること。 (23) 林業、森林及び松化に関する可能の実施に関すること。 (24) 林業、森林及び松化に関する可能の実施に関すること。 (25) 林業、森林及び松化に関する可能ので発して関すること。 (26) 林業、森林及び松化に関する可能ので選をで関すること。 (27) 水産、森林及び松化に関する自識に関すること。 (28) 第17号から前号までに掲げるもののほか、林業、森林及び緑化に関する情報の収集及び広報に関すること。 (31) 漁場の保全及び開発に関する試験研究とび調査に関すること。 (32) 水産動植物の利用加工に関する診断研究に関すること。 (33) 水産動植物の利用加工に関する診断研究に関すること。 (34) 水産動植物の利用加工に関する診断研究に関すること。 (35) 水産動植物の増殖の環境に関する調整研究と関するに関すること。 (46) 水産業が関すると診断の場合は、株式を発音で関すること。 (47) 水産・環境に関する試験研究と関すること。 (48) 水産・環境に関する試験研究と関すること。 (49) 水産・産業の関する関する関すること。 (40) 水産・産業の関する関する関する関すること。 (41) 水産・産業の関する関する関すること。 (42) 水産・産業の関する関する関すること。 (43) 水産・産業の関する関する関すること。 (44) 水産・産業の関する関する関する関する関する関する関する関する関する関する関する関する関する関
	(32) 水産動植物の利用加工に関する試験研究に関すること。
	(35) 水産動植物の種苗の生産及び供給並びに水産増養殖の技術指導に関すること。 (36) 養殖業に係る水産動物の疾病の予防、診断、治療等に関すること。
	(37) 前号に規定する疾病の予防、診断、治療等に係る知識の普及及び技術の指導に関すること。 (38) 第29号から前号までに掲げるもののほか、水産振興に必要な試験研究及び調査に関すること。
	(1) 家畜の病理学的検査及び研究に関すること。
	(2) 家畜の細菌、ウイルス及び原虫の検査及び研究に関すること。
今本庁州際今 記	(3) 家畜の生化学的検査及び研究に関すること。
家畜病性鑑定所	(4) 家畜疾病の予防施策を行うために必要な試験調査及び家畜保健衛生所の病性鑑定指導に関すること。
1	(5) 流通飼料に関すること。
	(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

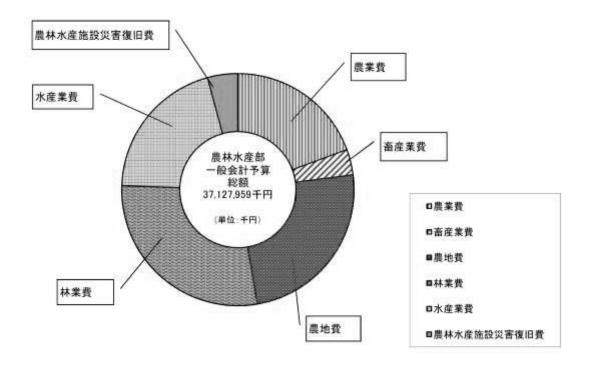
6. 愛媛県農林水産部の予算

(1) 農林水産部歳出予算

農林水産部歳出予算現計表

(単位:千円,96)

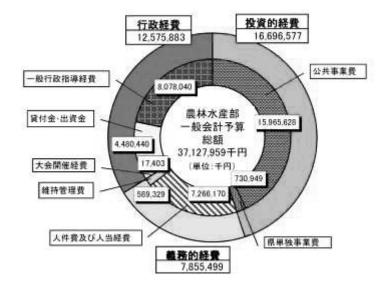
		平成25年度	左の	財源内	炽	平成24年度	肚	較
会計·科目		当初予算(A)	国支出金	その他	一般財源	当初予算(B)	A-B	A/B
	農林水産業費	35,562,706	10,253,045	9,044,400	16,265,261	33,087,548	2,475,158	107.5%
_	農業関係	17,565,475	5,850,951	1,445,594	10,268,930	16,698,758	866,717	105.2%
	農業費	7,203,797	1,977,867	170,301	5,055,629	6,824,066	379,731	105.65
設	密度業費	1,312,923	26,017	96,379	1,190,527	1,316,910	Δ 3.987	99.7%
NO.	膜地費	9,048,755	3,847.067	1,178,914	4,022,774	8,557,782	490,973	105.7%
_	林葉費	10,489,651	2,403,553	4,499,599	3,586,499	9,162,411	1,327,240	114.5%
会	水産業費	7,507,580	1,998,541	3.099,207	2,409,832	7,226,379	281,201	103.9%
201	災害復旧費	1,565,253	1,489,118	3,704	72,431	1,432,969	132,284	109.25
計	農林水產施設災害復旧費	1,565,253	1,489,118	3,704	72,431	1,432,969	132.284	109.25
	8†	37,127,959	11,742,163	9,048,104	16,337,692	34,520,517	2,607,442	107.6%
	農業改良資金	87.284		87.284	0	92,626	△ 5,342	94.2%
特	国営農業水利事業負担金	1,579,385		1,579,385	0	1,709,298	Δ 129,913	92.4%
84	集有林経営事業	205,793	T T	205,793	0	222.733	△ 16,940	92.45
会計	林業改善資金	256,708		256,708	0	256,744	△ 36	100.0%
af	沿岸漁業改善資金	51,197		51,197	0	51.219	△ 22	100.0%
	21	2,180,367	0	2,180,367	0	2,332,620	△ 152,253	93.5%
	合 #	39,308,326	11,742,163	11,228,471	16,337.692	36,853,137	2,455,189	106.7%



農林水産部歳出予算総括表

(単位:千円、%)

		平成25年度 左の財源内訳		2R	平成24年度	Ht.	較	
会装	†·科目	当初予算(A)	国支出会	その他	一般財源	当初予算(A)	A-B	A/B
	投資的経費	16,696,577	9,452,363	1,260,936	5,983,278	16,369,918	326,659	102.05
	公共事業費	15,965,628	9,368,044	1,119,049	5,478.535	15,429,156	536,472	103,55
	一般公共事業費	12.826,117	7,878,926	1,115,345	3,831,846	12,220,630	605,487	105.05
_	災害復旧事業費	1,565,253	1,489,118	3,704	72,431	1,432,969	132,284	109.25
	直轄事業負担金	1,574,258	0	0	1,574,258	1,775,557	△ 201,299	88.71
	県単独事業費	730,949	84,319	141,887	504,743	940,762	△ 209,813	77.7%
般	定型的県単独事業費	134,347	0	0	134,347	134,347	0	100.0%
	一般県単独事業費	596,602	84,319	141,887	370.396	806,415	△ 209,813	74.0%
	義務的経費	7,855,499	60,685	23,191	7,771,623	7,729,585	125,914	101.65
	人件費及び人当経費	7,266,170	50,364	3,195	7.212.611	7,248,273	17,897	100.25
会	維持管理費	589.329	10,321	19,996	559,012	481,312	108,017	122.45
	行政経費	12.575.883	2,229,115	7,763,977	2,582,791	10,421,014	2,154,869	120.7%
	団体助成経費	0	0	0	0		0	-
2+	大会開催経費	17.403	0	0	17.403	15,108	2.295	115.2%
77.	貸付金·出資金	4.480.440	0	3,534,435	946,005	4,493,188	△ 12,748	99.75
	一般行政指導軽費	8.078,040	2,229,115	4,229,542	1,619,383	5,912,718	2,165,322	136.6%
	ž†	37,127,959	11,742,163	9,048,104	16,337.692	34,520,517	2,607,442	107.6%
Ħ	苗業改良資金	87,284	0	87,284	0	92.626	△ 5,342	94.2%
特	国営農業水利事業負担金	1,579,385	0	1,579,385	0	1,709,298	△ 129,913	92.4%
26	県有林経営事業	205.793	0	205,793	0	222,733	△ 16.940	92.4%
会計	林樂改善資金	256.708	0	256,708	0	256,744	△ 36	100.0%
āT:	沿岸進業改善資金	51.197	0	51,197	0	51,219	△ 22	100.0%
	B†	2.180,367	0	2,180,367	0	2,332,620	Δ 152.253	93.54
	合 計	39,308,326	11,742,163	11,228,471	16,337,692	36.853.137	2.455,189	106.7%



- ■公共事業費
- □県単独事業費
- ■人件費及び人当経費
- □維持管理費
- ■大会開催経費
- D貸付金·出資金
- ■一般行政指導経費

(2) 一般会計予算推移

(単位:千円)

	平成	平 成	平 成	平 成	平 成
	20年度	2 1 年度	2 2 年度	23年度	2 4 年度
一般会計予算計	619,781,766	684,185,630	675,190,190	671,481,633	667,180,129
農林水産業費	42,483,522	47,936,497	44,792,240	48,753,968	49,080,859
構成比	6.9%	7.0%	6.6%	7.3%	7.4%
〈内訳〉					
農業費	7,734,217	7,553,642	7,400,490	8,421,848	8,198,613
畜産業費	1,154,104	1,229,300	1,282,572	1,391,286	1,734,187
農地費	13,875,300	12,325,552	11,946,514	11,756,674	13,560,925
林業費	10,692,701	17,956,741	16,422,916	18,563,163	16,203,305
水産業費	9,027,200	8,871,262	7,739,748	8,620,997	9,383,829
〈農林水産業費以外〉					
農林水産施設	107 177	100.070	00.936	E00 776	1 100 252
災害復旧費	127,477	180,078	90,826	508,776	1,102,353

(3) 特別会計予算推移

	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成
	20年度	21年度	22年度	23年度	2 4 年度
特別会計予算計	156,400,170	122,815,346	116,076,154	118,921,094	132,686,269
農林水産業関連	6,959,045	7,104,617	5,188,289	5,007,679	4,578,266
構成比	4.4%	5.8%	4.5%	4.2%	3.5%
〈内訳〉					
農業改良資金	200 570	224 447	259.056	204 207	02.626
特別会計	289,570	324,117	258,056	391,287	92,626
国営農業水利事業	3,961,812	3,912,869	2,243,854	1,833,431	1,709,298
負担金特別会計	3,901,012	3,912,009	2,243,004	1,000,401	1,709,296
県有林経営事業	2,374,113	2,411,093	2,428,816	2,474,393	2,477,379
特別会計	2,374,113	2,411,093	2,420,010	2,474,393	2,477,379
林業改善資金	244 200	105 150	206 209	257 202	256 744
特別会計	241,288	195,150	206,208	257,282	256,744
沿岸漁業改善資金	02.262	261 200	51,355	51 296	51 210
特別会計	92,262	261,388	31,333	51,286	51,219

第3章 包括外部監査の結果と意見(全般事項)

1. 総合所見

そもそも、なぜ農林水産業に対して助成が必要なのだろうか。そこには、第一次産業が抱 える特有の事情がある。

① 農業

農業・農村は、我が国の国民生活に欠かせない食料を安定的に供給するとともに、国土や自然環境の保全、景観の形成及び文化の伝承など、多面的な機能を有していることは言うまでもない。特に、本県では、農業が、地域経済を支える産業として重要な位置を占めるとともに、中山間地域を中心に広がる農村は、自然と調和した豊かな文化も育んでおり、今後とも、経済・社会両面における機能を持続的に発揮していけるように、振興を図っていく必要がある。

しかしながら、近年、農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加等による生産基盤の脆弱化に加え、産地間競争の激化に伴う農産物価格の低迷など、国内の農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっている。また、世界に目を向けると、新興国や途上国を中心とした人口の増加や所得向上を背景に、穀物の需要が供給を上回る状況が続くなど、先行きが懸念される大きな変化が生じている。

② 漁業

漁業者は、日常の漁業活動を通じて沿岸域を監視する役割を果たしており、海や川での災害や事故の際には人命救助や被害拡大防止の初動要員となるなど、国民の生命・財産の保全に大きく貢献している。漁業活動中のゴミの回収や定期的な海浜清掃などについては、海の環境保全にも大きく貢献している。また、漁港施設は、地域住民を津波等の自然災害から守るとともに、船舶の緊急避難場所としても役立っている。

一方、水産物は、体に必要な栄養をバランスよく含んでいることから、健康増進に寄与するとともに、豊かな食生活を演出してくれるすぐれた食品でもある。このように漁業は、新鮮で安全な水産物を安定的に供給していく役割を担っている。

しかしながら、近年は、資源の減少、魚価の低迷、就業者の減少や高齢化、燃油価格の高 止まり、消費の低迷、水産物の安全に対する関心の高まりなど、水産業を取り巻く情勢は、 厳しさを増しており、これらの現状に柔軟に対応できる力強い産業への転換が求められてき ている。

③ 林業

森林は、地球温暖化防止への貢献をはじめ、山崩れ等の災害の防止、水資源のかん養など 多様な効果がある。そして、京都議定書に基づく温室効果ガスの6%削減約束を達成してい くためには、間伐等の森林の整備・保全を一層加速化していくことが必要となっている。

また、木材貿易の先行きが不透明さを増す中、利用可能な国内の森林資源が充実しつつあ

ることから、国産材原木の安定供給に対する木材産業等の期待は高まってきており、林業がこれに的確に応えていくことが急務となっている。

このような中、森林整備を計画的に実行していくためにも、また、原木の安定供給を実現していくためにも、経営感覚を持った意欲ある林業事業体等が育成され、森林所有者から長期的に森林施業を受託する等して集約化を図っていくことが重要となっている。これにより原木の安定供給を実現し、木材産業との安定的な関係の構築等を通じて国産材の需要を拡大するとともに、林業の収益性や森林所有者の施業意欲を向上させ、健全な森林の育成を推進していくことが必要である。しかし、森林所有者に担い手は減少する一方であり、路網の整備も満足に進んでいるとは言えない状況にある。

上記の様な事情を踏まえ、県では対応すべき課題別に以下のように予算を確保している。 なお、予算額については、平成24年度の当初予算額を記載している。

農林水産業が抱える課題	対応する施策	予算額	(うち、国)	調査実施	ページ
食の安全・安心	獣医学術四国地区学会負担金	400	0		
	獣医師確保対策事業費	9,167	0		
	県産農林水産物放射性物質検査費	2,926	0		
	死亡牛全頭検査事業費	15,741	6,167		
担い手の育成	農業大学校教育施設整備事業費	4,492	2,246		
	ほ場整備事業費	439,320			
	集落営農育成強化対策事業費	14,850	0	0	
	認定農業者経営改善支援事業費	18,778	0	0	
	新規就農者拡大促進事業費	26,300	0	0	
	先進型樹園地整備モデル事業費	10,125	0	0	P.61
	農業改良資金繰出金(就農支援資金)	7,287	0		
	農地集積推進事業費	128,972	128,972		
	あぐりすとクラブプロジェクト活動支援事業費	9,850	0	0	P.46
	即戦力・就農チャレンジ支援事業費(東予)	1,500	0	0	
	えひめ就農促進支援事業費	11,907	1,854		
	青年農林漁業者やる気サポート事業費	9,846	0	0	
	新規就農総合支援事業費	130,335	130,335		
	農山漁村男女共同参画強化事業費	5,224	0	0	P.99
	農業共済加入促進連携支援事業費	356	0		
	森林整備担い手確保育成対策事業費	28,847	0		
	フォレスト・マイスター養成支援事業費	13,392	1,045		
	離島漁業再生支援交付金事業費	45,550			
	漁村女性いきいき活動支援事業費	1,007	0		
	漁業担い手対策推進事業費	2,633	0		
経営支援体制の強化	農業近代化資金等融資費	33,813	0	0	P.63
	農林漁業共同化資金融資費	1,736	0		
	農業経営基盤強化資金利子補給費補助金	11,305	0		
	農業経営改善促進事業貸付金	70,000	0		
	農業経営負担軽減支援資金等融資費	4,344	0		
	農業改良資金繰出金	999	0		
	林産物共販事業資金貸付金	25,000	0		
	木材産業振興資金貸付事業費	540,712	0		
	林業改善資金特別会計	256,744	0	0	P.118
	漁協等経営基盤強化対策利子補給事業費	22,559	0	0	P.135
	漁協等経営基盤強化対策資金貸付金	600,000	0		
	漁業近代化資金融資費	114,802	0	0	
	漁業振興資金積立金	230,000	0		
	漁業経営安定資金貸付金	150,000	0		
	漁業経営健全化資金貸付金	900,000	0		
	漁業経営振興総合資金貸付金	1,000,000	0	_	
	沿岸漁業改善資金繰出金	1,217	0		
	沿岸漁業改善資金特別会計	51,219		0	P.133
	真珠養殖経営対策資金利子補給金	5,684			

	•				<u> (位:千円)</u>
農林水産業が抱える課題	対応する施策	予算額	(うち、国)	調査実施	ページ
経営支援体制の強化	漁業者緊急支援資金利子補給金	95,852		0	
	漁業経営維持安定資金利子補給金	494	0		
	漁協経営基盤強化推進利子補給事業費	11,069	0	0	P.137
	真珠産業振興基金積立金	298	0		
	農業者戸別所得補償制度推進事業費	109,490	109,490		
	肉畜価格安定対策事業費	94,493		0	
	四国カルスト姫鶴牧場指導強化事業費(中	,			
	予)	781	0		
	赤潮特約共済事業費	48,607		0	
	漁協組織再編促進事業費	1,044		0	
			0		
弗米上立士如 のおけ	えひめ真珠産業振興対策事業費	30,155			
農業生産基盤の整備	かんがい排水事業費	1,006,458			
	農道整備事業費	920,062			_
	農用地高度利用基盤整備事業費	213,412			
	国営造成施設管理体制整備促進事業費	40,269	25,850		
	県単独土地改良事業費	76,340	0		
	土地改良地区調査計画費	9,350	0		
	国営南予土地改良事業費繰出金	703,525	0		
	国営道前道後平野土地改良事業費繰出金	752,211	0		
農村振興(中山間対策)	中山間地域総合整備事業費	1,149,074	590,849	0	P.52
20132000	農業集落排水事業費	51.375	44,500		
	棚田地域等保全整備事業費	31,208		0	
	中山間地域総合農地防災事業費	509,309			
	葉たばこ廃作関連緊急対策事業費	19,000		0	P.44
	未たはこ焼作 選案 心が 東争未复				
		5,511	0		P.49
	中山間地域等直接支払交付金事業費	1,316,822	877,555	0	P.57
	鳥獣害防止対策事業費	141,447	126,105		
	地域ぐるみ鳥獣害防止体制整備事業費	13,430		0	P.105
	ふるさと・水と土ふれあい事業費	12,000	0		
	農村環境保全向上活動支援事業費	214,439	11,260		
	有害鳥獣総合捕獲事業費	38,912	0	0	
	ニホンジカ森林被害防止対策事業費	10,000	0		
農業新技術の開発・普及	農業試験分析機器等整備費	4,883	4,883		
	林業研究センター試験研究機器整備事業費	5,240	5,240		
	ハタ類精子凍結保存機器整備費	6,437	6,437		
	環境に優しい農業生産活動推進事業費	4,801	1,084		
	有機農業推進事業費	3,792	1,500		
	機能性を活かした農産物の粉末化と加工食	5,752	1,000		
	品の開発事業費	4,998	0	0	P.103
	高度野菜栽培プラント等開発事業費	7,551		0	1.100
	高機能性米品種育成試験費	1,500	0		
		1,500	U		
	バイオエタノールを用いた新たな土壌消毒技	1 000			
	術開発費	1,300	0		
	高食味温州みかん品種の安定生産技術等確				
	立試験費	1,201	0		
	広域連携型農業研究開発事業費	69,278	51,679		
	県産農林水産物の機能性成分評価・広報事				
	業費	1,254	0		
	採卵鶏における天然素材を活用した衛生管理				
	技術確立試験費	6,868	0		
	林業普及指導事業費	12,777	5.744		
	県産スギの大径化に伴う乾燥方法の開発研	. =,. 77	5,. 11		
	究費	1,114	557		
		2,088			+
		8,500			+
					+
	受託水産試験研究開発費	4,700			
	マグロ養殖用飼料緊急開発研究費	3,224			
	ピース貝選抜技術開発試験費	2,500	0		

# 11 1 * # 12 16 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	11-1-1-1-1-1-1-1		/5/ -:		位:千円)
農林水産業が抱える課題	対応する施策	予算額		調査実施	ページ
競争力のある産地づくり	6次産業化産地ステップアップ事業費	14,585		0	P.79
	果樹戦略品種等供給力強化事業費	54,500		0	P.88
	愛媛ブランド牛開発プロジェクト事業費	130,839		0	P.109
	畜産研究センター施設機器整備事業費	7,875	7,875		
	全国和牛能力共進会負担金	505	0		
	カラによる柑橘産地周年供給体制確立事業				
	費(中予)	1,364	0		
	ユズ産地活性化事業費(南予)	2,526	0		
	不知火の果皮障害防止実証事業費(南予)	1,251	0		
	あまおとめ収益力向上事業費(南予)	1,220	0		
	加工原料用果実価格安定対策事業費	4,685	0	_	
	うんしゅうみかん緊急需給調整事業費	22,542		_	
	野菜生産出荷安定資金造成事業費	11,595		0	
	愛媛水田農業経営確立対策事業費	13,713		0	P.92
	地産地消飼料増産対策事業費	6,499	0		
	愛媛甘とろ豚生産体制支援事業費	2,007	0		
	地域水産物6次産業化推進事業費	3,832	0		
	ナマコ有効活用実証事業費(南予)	1,724	0		
農林水産物の消費拡大・販売力強化	えひめ・まつやま産業まつり開催費	13,000	0	0	P.90
	えひめの農林水産物販売拡大サポート事業				
	費	11,046	0	0	P.75
	サイクリングイベント活用かんきつPR事業費	4,225	0	0	P.70
	首都圏外食市場への「えひめの食材」参入促進事業費	9,963	0	0	P.66
	地産地消活動推進事業費	3,259	0	0	P.73
	地産地消促進プロジェクト推進事業費	5.084	0	0	
	愛媛の畜産物ブランド化・PR事業費	5,964		Ō	P.113
	被災地支援農産物共同販売促進事業費	1,049	0	_	
	地産地消流通モデル調査事業費(中予)	3,000	0	0	
	「えひめカフェ」県産農林水産物首都圏PR事	-			
	業費	14,595	0	0	P.68
	エコえひめ農産物販路拡大等推進事業費	2.043		0	P.71
	小麦オーナー制耕作放棄地防止推進モデル	•			
	事業費(中予)	1,372	0		
	えひめ食農教育推進事業費	1.067	0		
	中山間高齢農業者地域活性化モデル事業費	.,			
	(中予)	1,887	0		
	県産水産物消費拡大対策事業費	3,842	0	0	P.128
	水産物輸出促進事業費	55,744	0	0	P.125
	「愛育フィッシュ」普及推進事業費	4,204		0	P.121
県土の保全(防災対策)	海岸保全施設整備事業費	171,992	87,040		
	地すべり対策事業費	473,532	221,850		
	湛水防除事業費	160,335	75,000		
	ため池等整備事業費	363,772	196,100		
	河川農業施設応急整備事業費	162,986	85,000		
	ため池ハザードマップ作成緊急支援事業費	45,252	39,350		
	山地防災治山事業費	2.351.622	1,071,016		
	緊急治山事業費	52.404	33,272		
	地域漁港海岸総合整備事業費	477.869	265,505		
県土の保全(防災対策)	農地海岸津波防災緊急対策事業費	82.000	0		
	県単独治山事業費	4,250	0		
	県営漁港緊急防災減災対策事業費	8,000		0	
	海岸施設等津波対策検討費	34.000		0	
	ため池環境保全促進事業費(中予)	1.871	0		
	「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1,071	U		

農林水産業が抱える課題	対応する施策	予算額	(うち、国)	調査実施	ページ
森林の保全・整備	造林間伐促進費	460.990	1	四五人心	
WHI ON PRINCE THE PRINCE	森林そ生集団間伐促進事業費	148,100			
	林道整備事業費	1.048.662	734.202		
	広域林道整備事業費	130,115	80,719		
	県単独林道整備事業費	58,007	0	0	
	県民参加の森設置・提供事業費	14,396			
	奥地水源林保全整備事業費	64,900	0		
	集落等山地災害危険地区整備事業費	50,397	0		
	大規模林業圏開発林道事業費負担金	319,821	0	0	
	森林整備地域活動支援基金積立金	390	0		
	森林環境保全基金積立金	544,236	0	0	P.115
	森林そ生緊急対策基金積立金	9,449	0		
	県有林経営事業特別会計繰出金	96,028	24,823		
	森林整備地域活動支援交付金事業費	97,014	0		
	県民と森との交流促進事業費	13,939	0		
	森とのふれあい活動促進事業費	3,159	0		
	県民参加の森林づくり公募事業費	40,000	0		
	森林そ生緊急対策事業費	1,752,016	0	0	
	森林吸収クレジット制度導入促進モデル事業				
	費	1,693	0		
	松林等保全事業費	15,801	80		
	優良種苗確保事業費	6,732	0		
森林資源の利用促進	公共施設木材利用推進事業費	32,002	0		
	木質バイオマス利用促進事業費	31,118	0		
	愛媛県産材製品市場開拓促進事業費	25,500	0		
	原木乾しいたけ等生産促進事業費	24,600			
	えひめ材住宅普及啓発事業費	62,970			
漁業生産基盤の整備	魚礁設置事業費	216,113	119,638		
	沖合養殖場造成事業費	55,433	1,050		
	増殖場造成事業費	108,820			
	沿岸漁業構造改善事業費	4,850			
	広域漁港整備事業費	1,422,804			
	種子島周辺漁業対策事業費	184,008		0	P.131
	漁港及び漁港海岸施設維持修繕費	1,700			
漁場の保全・整備	藻場づくり活動推進事業費	2,659			
	資源管理推進事業費	5,961	0		L

(意見) 予算の細分化の弊害

農林水産業関連事業の予算執行を検証していくと、個別事項でも記載しているが、様々な 事業で予算の細分化が行われている。

確かに県の予算編成においては、毎年の政策・事務事業評価により事業の見直しを行っている。また、目的の同じ部内の各事業をぶら下げ、重点化すべき予算施策を検討しながら、予算配分の重点化を図り、ぶら下がった各事業についても実施方法の見直しやスクラップアンドビルドを行っていることも理解している。

ただ、それでも予算が細分化されているために大胆で戦略的な予算配分が行われにくい可能性があるように監査人には感じられる。財政危機が深刻化して、財政赤字を減らす大胆な改革が求められている現状においてはさらなる努力が求められる。

そのためには、実施する事業の位置づけを明確にして、類似・関連した事業のより一層の 統合・再編を行い、事業内における予算流用を弾力化し、事業執行の機動性と自律性の向上 を今以上に図っていくことを今後検討することが必要であろう。

予算編成に関して、時代の移り変わりにより従来の方法を必ずしも踏襲することがベストではないかもしれない。柔軟な姿勢で予算編成を行うことにより行財政改革をより一層進めて頂きたい。

(意見)農林水産業の6次産業化とは

農林水産業の6次産業(ろくじさんぎょう)とは、もともと農業経済学者の今村奈良臣氏が提唱した造語である。1次産業+2次産業+3次産業=6次産業という考え方に基づき、1次産業(農林業や水産業など)従事者が2次産業(食品加工)や3次産業(流通販売・観光)にも業務展開していく経営形態を表している。また、このような経営の多角化についても6次産業化と呼ばれている。ちなみに6次産業という名称は、農業本来の1次産業だけでなく、他の2次・3次産業を取り込むことからこれらを足し算すると「6」になることをもじった造語であったが、現在は、1次産業である農業等が衰退しては成り立たないこと、各産業の単なる寄せ集め(足し算)ではなく、有機的・総合的結合を図るとして1次産業×2次産業×3次産業=6次産業という掛け算の考え方に改められている。

つまり6次産業化とは、1次産業としての農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を活かしたサービスなど、2次産業や3次産業にまで踏み込むことをいう。また、農業経営を多角化するだけでなく、商工業の事業者と連携する動きもある。

6次産業化の目的を簡単に言えば、捕ったり作ったりするだけでは農林水産業従事者に落ちる付加価値は小さいが、最終販売まで手掛けることによってより大きな付加価値を手にすることができると言うものである。

但し、ここで注意しなければならないことがある。それは単にそれまで加工業者や市場・ 流通業者が担っていた機能を 1 次産業従事者が担うのでは、単なる既存のパイの取り合いに なってしまう恐れがある。また、農林水産業と製造業、小売業はそれぞれの専門性を活かし て分業しているにも関わらず、その分業を崩せば、最悪の場合、効率が現状よりも低下して しまう可能性さえある。

そこで重要なのは、農林水産業及びその関連分野で現状よりも付加価値を増やしていくことである。そのためには、現在の分業をそのまま活かして、生産物の質を向上させてブランド化等に力を入れた(1次産業特化型)り、農林水産現場での加工部門に力を入れた(1次産業+2次産業型)り、ネット等を通じて消費者と生産者を直接結ぶことによって販売を促進する(1次産業+3次産業型)などといった不完全な6次産業も含めて様々な形態があると思われる。このように6次産業化によって、他産業と連携し他産業の気づきを取り入れながら、新しい付加価値を創出していくことが最も大切なことである。

現状においては、「6次産業化」という言葉は、多くの人がばらばらのイメージを持っている可能性がある。実際に、県が進めている事業においても、その概念が曖昧なままで事業を行っている印象があり、果たして本来の目的を達成できるのか疑問である。要は農林水産業及びその関連分野で付加価値を増やし、関係者の所得を向上するための事業であることを理解しておくことが必要である。

(意見)農林水産従事者の高齢化問題

現在の農林水産業においては、その従事者の高齢化が担い手の問題として必ずその主要な問題点のひとつとして取り上げられている。確かにこのことが県の農業だけでなく、日本の農業において重要な問題であることは間違いない。しかし必ずしも高齢化=マイナスだと思いこまなくても良いのではなかろうか。大事なことはその問題をどう捉えていくかである。確かに従事者の高齢化は、後継者問題(担い手の問題)を生みだしている。しかしながら、若い従事者にとってはどうであろうか。例えば農業の現場において、農業従事者の減少は今後利用可能となる農地が大幅に増える可能性があるとも考えられるはずである。しかもこのことにおいて失業者が発生する訳ではないため、行政サイドにおいても、従来の従事者(農地の所有者)に新たな就職先を斡旋する必要もない。もちろんそのためには、農地を代々相続して農業を継続していくといった従来の考え方を見直し、他の農業従事者への貸し出しや販売を活性化させる方法を検討していくことが必要である。

このような方法を検討し実施していくことに対して積極的に予算を配分していくことが 地域を活性化し、農林水産業を発展させていくと思われる。そのため、県としても可能な範 囲で、積極的な政策を検討していって頂きたい。 今後は、若い農業従事者を単なる1次産業の生産者としてだけでなく、生産から最終消費者への販売・供給までのフード産業(6次産業)における起業家として活躍出来るように図っていくことも重要になってくるであろう。1次産業から生じる利益には限界があることを考えると、フード産業の場にこのような若い農業従事者を関与させることは、地域や農林水産業の未来のためにも必要なことである。そのために県として何ができるかを真剣に考えて頂きたい。

(意見) 農地集積の必要性

日本の農業の現状では、現状小区画や零細農家に立脚した稲作の効率化には限界があり、厳しい国際競争において勝ち抜くのは困難かもしれない。しかし、稲作以外の農作物や花きなどの国内市場は、高品位でさえあれば、比較的高い価格帯での販売展開は必ずしも不可能とは言えないのではなかろうか。また、国内市場は、地産地消の動きが顕著であり、地元でとれた作物への需要が伸長している。

現行の法制度においては、農地保有は農家に限定されており、異業種による農業参入はまだまだ参入障壁が高いと言わざるを得ない。しかしながら、農地集積して大きな農地区画を実現し、農地利用を少人数の経営者に集中させれば、日本(愛媛県)において大規模な農業を展開することが可能なはずである。すなわち現在の景観を保全しながら大規模な農場を維持できるのである。所有権の移転による集積は現状においては困難であると思われるので、土地の利用権の移転(長期契約)等によって農地の集積を進めて行くことが必要である。

農地集積に関しては、県独自で行えるかといえば、そこには自ずと限界があることは言うまでもない。また現状においても可能な範囲で県も積極的に農地集積を行っていることは理解しているが、今後も県の農業発展のために農地の集積化をより一層進めていって頂きたい。

(意見) アグリセラピー

『アグリセラピー』とは、自然と触れ合う農体験によるセラピー効果とカウンセリングにより、現代の生活に疲れた人が心身ともに健全な自分を取り戻すことが期待できる取組みである。

『アグリセラピー』の3つの柱として

- 1. 1年を通した自然農法という無農薬・無肥料による農作物づくり…自分の5感を感じる
- 2. 自分自身を感じていくセラピー講義…四季を感じながら自分を感じる
- 3. 自然と調和した達人による講義…多様性を感じる

最終的に、自分を取り戻し、「自分は、本当は何がしたいのか」について体系づけて表現 し、人のつながりを見つけていくことである。 オーバーストレスに対する厚生労働省統計によると、仕事や生活に対して強い不安やストレスがある人58%、人間関係問題のストレスがある人は女性が半分以上、男性も3割強存在するという。そこで、アグリセラピーは近年注目されつつあり、また農業にとっても新たな可能性を感じさせるものである。アグリセラピーは、薬や配置転換に次ぐ「第三の選択肢」として活用することが望ましいと指摘している医療関係者もいる。

実際に、アグリセラピーを実施している農地では、参加者が互いに助け合い、作物を前に 喜びを分かち合っている。企業や学校で精神的不調を訴える人が増える中、集団での農作業 を通じて回復を目指す取り組みが広がっている。農業研修を通じて、若者達の職業意識と自 信を醸成し、社会復帰を促進している事例もある。

上記のように、農地の担い手不足とニート・ひきこもりの若者若しくはストレスで疲弊した現代人とのマッチングは、複数の社会的課題の解決に向けた興味深い取り組みと言える。

愛媛県においても、農業の担い手不足は深刻であり、同様の取組みを実施してみてはどうだろうか。もちろん農業の担い手不足がこれだけで即解決される訳でないことは十分に理解している。ただ、畑作業の後では『リラクゼーション効果』が高まり、セラピー受講の後では『生きる活力』が高まるなど、これらの作業を通じて「ストレス対処能力」の高まりが期待されることもあり、アグリセラピーを通じてストレスを軽減したのちには、地域の農業の担い手として、活躍する場を提供するなど、若干であったとしても担い手不足解消と県民のストレス軽減という目的の同時達成について県が主体的に出来るかもしれない。また、ここで収穫する作物をレストラン等で利用してもらえば、結果的に「都市と農村の交流」も実現する。まさに、複数の問題を同時に解決できる可能性がある取組みであり、ぜひ県でもその実施を検討して頂きたい。

(意見) 攻める農業

高知県はオランダ型農業をモデルにしたハウス農業システムの開発に乗り出し、軒が高いハウスを県農業技術センター(南国市)に導入している。温湿度や二酸化炭素(CO2)を制御する技術で施設野菜の生産性を高めるものである。オランダ型システムを高知の気候に合うように変え、低コスト・高収益の仕組みを構築した上で農家への普及を目指すものである。

軒が高いハウスによる栽培は、軒が低い通常のハウスで実施している摘心(新しい枝などの先を早い時期に摘む)栽培に比べ、植物にストレスを掛けず多くの収穫が期待できるという。

オランダは野菜や花きなどを生産するハウス農業の世界的な先進国で、米国に次ぐ世界2位の農産物輸出国である。CO2濃度など環境条件を人工的に制御する技術を駆使し、生産性の高い農業を実施している。高知県は2009年にオランダ・ウェストラント市と友好園芸農業協定を締結し、オランダ農業を参考に、ピーマンやナスの害虫駆除に天敵を用いる環境保全型農業に取り組んできた。今後、高知県は高収益なハウスシステムを構築することで農家の経営の安定と農業の振興を目指していくという。

愛媛県においても、高度野菜栽培プラントなど、高知県同様に研究を進めていることは認識しているが、今後は、オランダと高知の情報共有の様に、既に成功している事例について積極的に情報を入手するということも検討して、攻める農業を目指して欲しい。